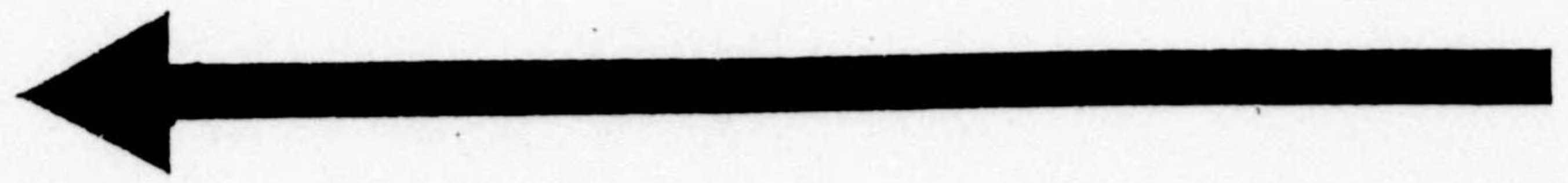


始



日本鑛山協會資料第四輯

本邦鑛山に於ける救急施設並衛生  
取締制度に關する調査報告

社團  
法人  
日本鑛山協會



救急施設に関する調査報告



發行所寄贈本

救急施設に關する調査報告

緒言……………一頁

一、調査概要總括……………四

二、各地方調査概要……………八

(一) 札幌地方……………八

(二) 仙臺地方……………二二

(三) 東京地方……………三〇

(四) 大阪地方……………四〇

(五) 福岡地方……………四八

## 救急施設に關する調査報告

### 緒言

鑛山に於ける業務上死傷者發生の頻頗なるは本協會資料第一輯鑛業災害死傷統計に示されたるが如く、最近十年間の平均に於て鑛夫千人に就き一年間死傷者四百九十四人強に上れり。然かも此等死傷者は累年遞増の傾向を示し甚だ憂ふ可き現象にして災害傷病者の救護を完全にし災害の結果を最少限度に止むるは災害防止の方策を講ずると同様に緊要の事項なり。

災害傷病者の救護療養に關しては鑛夫勞役扶助規則ありて醫療の給付を強制せりと雖も災害發生時に於て適當の應急處置を施すは結果の良否に影響する所少からざるを以て鑛業警察規則に救急材料其の他の備付を命令せる所以なり、然れども救急施設の詳細なる事項に就ては未だ一定の標準なく尙遺憾の點多きを見る、依つて災害の結果を最少限度に止め以て鑛業の安全を計る爲め救急施設改善の資料として本調査を行ひたるものなり。

調査事項の大綱は之を全國的に一致せしむる爲め、本協會に於て原案を作成し、各地方常務委員會にて審議決定したるものなり。

調査方法は各地方に臨時調査委員三十名を囑託し各調査項目に對する狀況報告及び施設改善に關する意見の提出を求めたるものにして、改善意見及び結論は各調査委員の意見に基き地方常務委員

會に於て審議決定せり、但し福岡地方に於ては各炭礦の事情により劃一的意見を附すること困難なる爲め地方常務委員會としての意見決定なし。  
調査期間は地方により多少の相違あるも大體昭和二年十二月に開始し、昭和三年六月を以て結了せり。

本調査に關し盡力せられたる各地方臨時調査委員は左の如し。

札幌地方

三菱美唄礦業所  
札幌礦山監督局

石川房吉氏  
西島龍氏

三井砂川炭礦

大澤不二雄氏

奔別炭礦

工藤一郎氏

炭礦汽船株式會社

白川玖治氏

仙臺地方

尾去澤礦山

大類薰氏

小坂礦山

米山彦郎氏

好間炭礦

高山清氏

釜石礦山

工藤大助氏

仙臺礦山監督局

松井蔚氏

内郷炭礦

會田政治郎氏

東京地方

日立礦山

秦資彰氏

大阪地方

東京礦山監督局

神岡礦山

原田彦輔氏

足尾礦山

藤平叔造氏

生野礦山

平野清氏

尾小屋礦山

尾關廉氏

別子礦山

岡田竹松氏

大阪礦山監督局

中川順助氏

鯉田炭礦

中村桂氏

沖ノ山炭礦

井原時次郎氏

三池炭礦

渡邊剛二氏

二瀬炭礦

河村一郎氏

崎戸炭礦

谷徳次郎氏

三井田川炭礦

長井音藏氏

新原海軍炭礦

眞島隆輔氏

福岡礦山監督局

益田狹槌氏

明治鑛業株式會社

松下正信氏

大之浦炭礦

宮下耕圃氏

## 一、調査概要總括

調査の結果を概括的に見れば救急施設は石炭山及び金屬山に於て特に區別するの必要なきもの、如く鑛種別に特別の設備を認めず、蓋し災害負傷者の救急處置を主とするが爲めなり、從て各地方とも之が改善意見として鑛種別に差別すべきものなし、即ち本調査に於て結論せらるゝ所は特種の施設を除き、一般的には石油山其の他非金屬山に對しても適用せられ得るものと認めらる。

### (一) 作業場に於ける救急設備

各鑛山とも坑内外作業場の主なる所(見張室)に救急箱を常備す、救急箱の構造は携帯運搬可能なる木製品を使用するもの多く、備品内容は鑛山により一様ならずと雖も主として負傷者の救急處置に必要な品目に限り鑛種別及び作業場別に殆んど差異を認めず。

大多數を占むる改善意見の主なるものは

(イ) 救急箱の構造は携帯に便なるものとし外部に一定の標示を附し坑内外作業場見張所に常備すること

(ロ) 救急箱内容品目は繃帶材料、救急藥品等の種類を可成簡單に爲すも、少くとも繃帶材料として殺菌ガーゼ、三角巾、巻軸帶、脱脂綿、油紙、絆創膏等、救急藥品として沃度丁幾、酒精、赤酒又はメントール、酒礮酸軟膏等、救急器具として止血用具及び副木を備ふるを必要とす。

尙其の數量及び備品種目の追加は、鑛山の事情及び作業場の状況により決定すべきものなり。

### (二) 重傷病者輸送の設備及び輸送の状況

重傷病者輸送の設備として一般に擔架を使用す、擔架の構造は殆んど悉く普通帆布製折疊み式にして坑内専用の特種構造を有するものは僅かに新原海軍炭礦に切端引出擔架を設備せるのみなり、坑内用患者輸送車は別子鑛山に擔架登載輸送車を設備し、坑外用患者輸送車は三池、鯨田及び三井田川炭礦に之を備ふるのみなり、從つて重傷病者の輸送に就ては概して坑内外ともに擔架運搬を原則とし其の使用困難なる場所には手運び又は脊負ひ運搬をなす、但し坑内に於て坑車及び人車は相當に利用せらるゝを見る。

患者輸送設備を完全に爲し、速かに作業場より傷病者を醫師の許に運搬し、其の治療を受けしむるを救急施設の最大要件と爲し、擔架は坑内外各作業見張所に常置すべしと云ふも、之が改善に就ては積極的意見少なく大體に於ては現在の設備を圓滑に利用する意見多し。但し坑内用擔架の改造、若は考案を希望せる地方あり、又患者輸送車設備は一般鑛山には未だ實施困難なるが如し。

### (三) 救急治療室の設備及び特別救急施設

三池炭礦にて各坑口に救急看護室を設置し救急法に熟練せる看護人を配せるも、其の他には救急治療室と見做すべき設備なし。又ブルモートル其の他特別救急設備は一般的には普及せずブルモートルを有するもの石炭山六、金屬山一、酸素吸入器を有するもの石炭山三、瓦斯マスクを有するもの石炭山二、金屬山一に過ぎず(酸素救命器は之を救急設備より除外す)。

救急治療室の配置その他に就ては之を必要なしとする意見多きも醫局より遠距離にある作業場には之を設くるを可とする意見あり、其の設備に關しては救急箱の外に寢臺を置くと云ふもの、或は外科用醫療器具並に消毒器具をも必要とするものありて一様ならず。

(四) 救急法講習訓練及び救急處置實施狀況

救急法の講習訓練は多數鑛山の既に多少とも施設する所なれども、其の大部分は係員に對し救急法講話を爲す程度のものにして組織的に講習訓練を行ふは甚だ稀なり。鑛山に於て講習書或は心得書を作成せるは五鑛山に過ぎず。而して現場に於ける救急處置實施の狀況は、主として係員により輕傷者の假縛帶を施す程度に止まり、重傷者は概して直ちに搬出し、速かに醫師の治療を受けしむ、但し出血甚しき場合には止血法を施すを普通とす。

救急法の講習及び訓練は患者輸送設備の完全を計ること、共に最も緊急必要な事項にして、多數の意見を概括すれば、講習の科目は可成簡單にし、訓練は的確なる効果を收めしむる様複雑ならざるを良しとす。而して講習訓練の程度は大體陸軍救急法大意に準じ一定の講習用書を編纂し係員のみならず漸次一般從業者の大部分に之を會得せしむること必要なり。

(五) 其他必要な施設

其他必要な施設として救急縛帶包を現場係員特に坑内係員に携帯せしむる意見多數にして、現に三井田川炭礦にては小救急箱を製作し坑内係員の巡回時に携行せしめ其の成績良好なり。

其他救急箱の内容備品整頓を完全ならしむる爲め責任者を選定し之を保管せしめ、又救急法に關

する心得書パンフレットの類を刊行し頒布する等の意見あり。

救急施設に關する重要な意見を總合すれば左の如し。

- 一、救急施設の最も重要な事項は傷病者を速に現場より醫師の許に輸送し、完全なる治療を受けしむるにあり。
- 二、現場に於ける救急處置は其の方法を誤るとき却て治療上支障を來すことあるを以て、絶對必要の範圍に止め複雑ならざるを可とす。
- 三、救急法講習書の編纂を必要とす、尙救急處置に關する心得書を刊行し一般從業者に頒布し之を周知せしむべし。
- 四、救急法の講習訓練は現場係員並に可成多數の從業者に施すを要す、殊に訓練は現場に於ける實習を併施すべし。
- 五、重傷病者の輸送方法は一般に擔架運搬を以て現狀に適するものと認む、擔架は坑口又は坑内事務所並に坑外主要作業場に備ふ。
- 六、坑内運搬殊に梯子を用ふる豎坑の昇降に便利なる坑内用擔架、吊架を考案すること必要なり。
- 七、救急箱は坑内外各作業場見張所に配置す、救急箱の構造は堅牢且つ携帯に便なるものとし、其の外側には他と容易に識別し得る一定の標章を附するを可とす。
- 八、救急箱内容品目は耐久性に富み變質の惧なくして使用簡便なるを必要とす、其の種類及び數量は鑛山の實情に適切なるものを選び複雑ならざるを可とす。



九、救急箱の備品は整頓補充を怠らざること必要なり、之が爲めには責任者を選定し保管せしむるを便とす。

十、常備救急箱の外に携帯用救急繻帶包(囊)を作製し現場係員に常時携行せしむるは最も有効なるべし。

十一、救急治療室は概して其の必要を認めざるも、附屬醫局設備なき鑛山及び附屬醫局より甚だしく遠隔の地に在る作業場には事務所若は作業見張所の一部を救急處置室とし寢臺其の他簡易なる應急治療施設を爲すを便とす。

二、各地方調査概要

札幌地方調査概要

一、従來の救急施設

(一) 作業場に於ける救急設備

各炭礦とも坑内外各作業場に救急箱を設備せり其の大要左の如し

鑛山名	備救附急場所	構救急造箱	救急箱備品内容	
			救急藥品	救急用具
鑛山名	備救附急場所	構救急造箱	救急藥品	救急用具

鑛山名	備救附急場所	構救急造箱	救急藥品	救急用具
炭礦汽船株式會社各炭礦	各坑々口 坑内見張 選炭場 (各一個宛)	木製箱	酒精 石鹼擦劑 過酸化水素	驅血用ゴム管 鉄 ピンセット 毛筆 タオル
三菱美唄鑛業所	第一坑 本卸見張 新卸見張 第二坑 坑務所 第三坑 坑務所 南本卸見張 左捲見張 本見張 西見張 堅坑	木製箱 縦 一尺 横 一尺五寸 高 一尺	沃度丁幾 一〇〇—四〇〇cc 沃度ホルム	驅血用ゴム管 二—三
三井砂川鑛業所	各現場作業所 一個宛	木製箱	沃度丁幾 過酸化水素 硼酸水 硼酸軟膏	
奔別炭礦	各現場作業場又ハ事務所	木製蜂蓋 縦横各一尺 深サ三寸	沃度丁幾 過酸化水素 リゾール イヒチオール 軟膏類	鉄 一個
各坑々口		石油罐を横に半分に切	沃度丁幾 過酸化水素 三〇cc 三〇cc	

茂尻炭礦	選炭場	各一個宛	リて木柄並木蓋を附したるもの	三角巾 絆創膏 五寸	カンフル丁機 三〇 燐酸軟膏 クロ、ホルム水 (水 クロ、ホルム 一五〇)	ゴム管	六尺
------	-----	------	----------------	------------------	--	-----	----

(二) 重傷病者輸送設備及び輸送の状況  
 各炭礦共に擔架を常備するのみにして坑内及び坑外用輸送車の設備なし、坑内外を通じて一般に背負若は擔架輸送を行ふに止まるも奔別炭礦にては坑内の輸送にトロを利用す  
 擔架備付場所及び其の構造左の如し

炭礦汽船株式會社各炭礦	鑛山名	擔架構造	擔架備付場所
三菱美唄	三井砂川	携帶式普通型 初め毛布を添へたるも紛失の爲め現在之を缺くもの多し ズツク張り普通型擔架 幅二尺、長五尺三寸 擔棒一丈 各毛布一枚宛を備ふ	各坑々口、坑内見張、及選炭場(各一個乃至二個宛) 第一坑 坑内見張其他 八個 第二坑 同 上 四個 第三坑 同 上 七個 壓坑 坑務所は坑内見張 三個 各現場に一個乃至二個宛
奔別	普通型「ズツク」製 幅一尺八寸、長五尺三寸、擔棒(竹) 九尺六寸、鐵支柱二本及肩掛用ズ	普通型「ズツク」製 ツツク帯を附す	各坑務所、非常倉庫及病院總數六個 各現場に一個宛

茂尻	普通擔架	ツツク帯を附す	各現場に一個宛
----	------	---------	---------

各炭礦に於ける重傷病者輸送状況左の如し。  
 炭礦汽船株式會社所屬炭礦 患者の運搬は背負ひ又は擔架による。  
 三菱美唄 共働者一人直に見張に走り係員に告げ擔架を現場に携行し擔架に患者を登載し其の儘附屬病院に送る、運搬に要する時間は最長一時間を出でず、概して現場に於ける負傷者の輸送を開始する迄に多大の時間を要すること多し。  
 三井砂川 坑内にて擔架使用出来難き箇所は擔架ある所迄同僚にて手運びを爲し坑外に輸送す、坑外は擔架を用ふるか炭車にて輸送す。  
 奔別 坑内は坑口までトロにて數人附添ひ搬出し擔架に移し病院に至る、坑外は擔架輸送若は背負ひて運ぶ。  
 茂尻 記事なし。

(三) 救急治療室及び特別救急設備  
 救急治療室を設置せる炭礦なし  
 特別救急設備として炭礦汽船株式會社各炭礦はブルモートル及び酸素吸入器を、三菱美唄鑛業所及び茂尻炭礦はブルモートルを各炭礦附屬病院或は坑務所に設備せり、三井砂川及び奔別炭礦は記事

なし。

(四) 救急法の講習訓練及び実施の状況

(イ) 救急法の講習及び訓練

茂尻炭礦にては救急法講習を行ひたることなし、其の他の炭礦に於ける状況左の如し。  
炭・礦・汽・船・株・式・會・社・各・炭・礦 大正五年全礦統一的に數回主として係員に對し救急法の講習及び訓練を實施し且つパンフレットを配布し(1)創傷傳染(2)止血法(3)骨折、人事不省、瓦斯中毒、火傷時の手当(4)人工呼吸法(5)救急藥品材料及器具の取扱法の大要を周知せしむるに努めたり、爾後各礦に於て隨時反覆之を實施す。

三・菱・美・唄 大正十二年四月救命器及びブルモートル實施使用法、人工呼吸法並に四肢出血の一次的止血法を講習す、講習者は主として係員にして救命器を分擔するもの約二十人なり。

三・井・砂・川 人工呼吸法其の他一般救急處置に就き簡單に講習を行ひたることあり

奔・別 (1)出血時の處置(2)繃帶法の概要(3)運搬法(4)人工呼吸法に就き一年一回位講習を行ふ、講習者は係員のみなり。

(ロ) 救急處置實施の状況

一般に救急處置は現場に於て係員之を行ふも時として醫師現場に至り救急治療を爲すことあり。  
炭・礦・汽・船・株・式・會・社・各・炭・礦 坑内密閉取開作業時には救命器隊員たる又は其以外の醫師助手を、坑口又は密閉壁外に配置す。

三・菱・美・唄 作業場に於て重傷者を生じたるときは先づ手拭帶等にて一時的止血をなし病院に運ぶ、重傷者には救急箱を用ふる事稀なり、又坑内よりの通知により坑口或は坑内迄醫師出張することあり。

三・井・砂・川 應急手當は現場にて係員之を行ふも時として醫師現場に出張し處置する事あり。  
奔・別 作業場に於ては出血の際に止血法を行ふのみなり、其の他は直に病院に運搬す。

茂・尻 作業場に於て簡單なる處置は係員之を行ふも重傷者の場合には醫師自ら現場に出張し處置をなすブルモートルは醫師自ら現場に於て之を使用す。

二、救急施設改善に関する意見

(一) 一般作業場に備付くべき救急箱の構造及び内容統一改善に付き意見

(イ) 救急箱の構造

- 1 堅牢にして輕量なるべきこと
- 2 防水、防寒、防温上適當なるもの
- 3 瓦斯に腐蝕せられざるもの
- 4 携帯に便利なるべきこと
- 5 直ちに認識し得べきこと
- 6 顛倒するも藥品容器の破損或は藥品の漏出等なきこと
- 7 常に清潔に保ち得るもの

8 錠を有するもの

以上の條件に適すべき材料及び構造は各鑛山に於て任意決定し外觀は一樣に統一する方便宜なるが如し(例へば函の外側は白色エナメル塗に赤字にて赤十字、黒字にて救急箱と記載し別に番號、備付場所、責任等を附記す)

(ロ) 救急箱内容品

(甲) 藥品

- 一、稀釋沃度丁幾(百瓦及塗布用筆)
  - 二、オキシフル(百瓦)
  - 三、二%リゾール綿若干)
  - 四、硼酸軟膏(百瓦)
  - 五、救急内服藥赤酒リモナーデ、鎮痛劑、解毒劑、其他及び小杯)
- 其他鑛山の種類、作業の如何により沃度フォルム、オボートル、イヒチオール、硼酸水、一%コカイン水、アルコール沃度ベンデン若しくは同上綿球等取捨選擇或は他の必要藥品の追加をなすこと
- (乙) 繙帶材料及救急用具
- 一、パラフィン紙包消毒ガーゼ(十枚乃至二十枚)
  - 二、脱脂綿(一封度)
  - 三、油紙(十枚)

- 四、卷繙帶(二列、四列、二反分)
  - 五、三角巾(三枚)
  - 六、絆創膏(一罐)
  - 七、止血用具(ゴム管、止血帶、タオル等の如きもの)
  - 八、副木(材料任意)
  - 九、眼帶(五箇)
  - 十、リント(任意の大きさのもの若干)
  - 十一、指套(メリヤス製或はゴム製)
  - 十二、ピンセット及鉗各一
- 而して内容品の種類、數量、簡單なる使用法等を記入したる目録表を作り之を箱蓋の内側に添付すること又藥品容器のレットルは汚染するを防ぐ目的にコロヂウム、白ラックニス等を塗布す、燒付瓶亦可なれども高價なると破損せる場合の補充に不便の點あり。
- (二) 患者輸送の設備及び方法に付意見

- 一、救急處置を受けたる傷病者は保温と適當なる體位に固定し激動を避け得る装置を爲し坑車或は擔架等により搬出すること。
- 二、輸送用具は坑口、坑外作業場坑内見張等適當なる、一定の場所に常備すること、使用後は可成迅速に整頓の上返置すること。

三、救急處置及び輸送の際は電話、電鈴若しくは之に代るべき例へば閃光信號、メカホン、呼笛、旗信號等に由り速に連絡を計ること。

四、患者輸送車は本道の如き山間僻地に在りて道路の不良なる鑛山地方には設置困難なるが如し。

(三) 救急治療室の配置並に設備改善に對する意見  
本道石炭山の如き比較的坑内外作業場附近に附屬診療所を有する所にては特に救急治療室の必要なきが如し、然れども醫局あるも作業場は遠距離なる場合或は囑託醫(町村開業醫)に依る其他の鑛山の如きは坑口附近或は坑外見張所、事務所、選鑛場、工作場等の一隅を救急治療室となし隨時應急處置をなし得る設備必要なるべし、此際には少くとも診察臺兼用の手術臺、外科器具、綑帶材料、醫療藥品、其他消毒器等を常備すべし。

尙醫師は急報に由り必要に應じ出張し、助手としては看護婦等を同伴し若しくは鑛山係員にして平時訓練したものを使用す。

(四) 救急治療法の講習及び訓練に關する意見  
(イ) 救急法講習の科目及び其の程度  
看護學程度にて左記科目を講習す。

(1) 創傷の處置法

(2) 外傷殊に骨折脱臼の症狀及び處置

(3) (内、外科的)人事不省の處置

(ロ) (13)(12)(11)(10)(9)(8)(7)(6)(5)(4)

人工呼吸法、酸素呼吸器の使用法

止血法

救急箱内容材料の使用法及應用範圍

瓦斯中毒の處置

火傷の手當

眼内異物竄入時の處置

電撃の應急處置

生死の鑑別

患者運搬法

内科的急性疾患の處置

救急法訓練の要項

(1) 死傷病者を生じたる變災の際は沈着且迅速に電話、電鈴或は之に代るべき他の信號を以て係員或は醫局に急報すること。

(2) 係員は一應症狀の程度を診て應急處置を施し、詳細なる狀況を醫局に通知し指揮を受くること。

(3) 醫局へ左の事項を報告すること。  
重傷幾名、輕傷幾名、死者幾名

症状の程度、應急處置にて醫局へ運搬し得るものは除く例へば骨折、脱臼、大出血、人事不省等にて醫師の來診を俟つべき症状あるときは可成詳細に要點を急告すること。

負傷時刻  
負傷場所

其他必要なる救急材料の請求

(4) 救急箱、擔架、ブルモートル等の救急材料は必要に應じ即時運搬すること。

(5) 落盤、坑車其他の變災の際に於て埋沒、狹擊等の爲め死傷の程度不明なる場合には全力を盡して障害物を除去すること、但し負傷部位と思はるゝ所は成る可く保存的に引出すこと、多數の死傷者ありたるときは先づ重傷者より手早く處置すること。

(6) 負傷部の被服は縫目より解き或は切斷して其の程度を見ること。

(7) 重傷病者の運搬には出来るだけ激動と喧騒とを避け係員附添ひ容態、顔貌、呼吸、脈搏等に注意を怠らざること。

(8) 口渴を訴へたるときは清水或は之に少量の食鹽を投じたるものを與ふること。

(9) 坑内に於て傷病者運搬の際は捲揚係其他坑車運轉者と連絡を計り迅速且つ安全に搬出すること。

(10) 傷病者救急用具携帶者若しくは救急隊員には通行止の便宜と優先權とを與ふること。

(11) 風雨雪、嚴寒、夜間等に傷病者の遠距離運搬には保温を特に注意すること。

(ハ) 救急法講習及訓練の實施方法

(1) 醫局員、醫師は係員乃至鑛夫模範鑛夫の如きものを適當の場所に集め各鑛山任意毎年二回以上適當なる時期に救急法の講習を行ひ終了者には講習證を與へ若しくは赤十字の胸章腕章の如きものを附けしめること。

(2) パンフレットの配布、告示等により時々注意を促すこと。

(3) 坑内外に於て時々假定傷病者に就て救急演習を行ふこと。

(4) 救急施設に對する結論

第一に係員及び鑛夫に對し救急法の目的及び方法に就て充分了解せしむること必要にして、前述の如く毎年少くも春秋二季殊に死傷病者、災害等比較的多き前月を選び一定の講習若しくは課題に就て口答せしめ、又は救急處置を施せる患者に對し其手當運搬法等に就き醫員は其都度關係係員及鑛夫に講評、注意等を試む。

第二には救急設備として

イ、救急箱の配置、内容品の整頓補充

(イ) 設置場所は原則として坑内に於ては交通上保管上最も便利なる場所に一個以上、坑外に於ては坑務所、選鑛場、工作場、精鍊所に一個宛供ふること、但し坑内淺く適當なる保管場所なき場合には坑口見張等に備付くこと。

(ロ) 坑内に於ては坑道の長距離に涉る場合及び稼働者多數なる場合には任意増加すべきこと。

- (ハ) 二個以上の場合には使用區域を定むること。
- (ニ) 坑務所備付の救急箱は坑口附近の傷病者の場合、坑内救急箱が他に使用中の場合、或は坑内備付の救急箱の内容品の補充を迅速ならしむる目的にて内容品の數量を増加し置くべきこと。
- (ホ) 救急箱は使用後直ちに所定の場所に返置し清拭、整頓の上不足品を補充し置くこと。
- (ヘ) 各鑛山に於て任意一定期日を定めて内容を検査すること。
- (ト) 救急箱には番號、備付場所、責任係員名を記載すること。
- (チ) 責任者は少くとも一週一回内容品の點檢、整頓を爲すこと。
- (リ) 責任者交替の場合は引繼べきこと。
- (ヌ) 責任者以外のものが救急箱を使用し又は携帯せる場合使用場所、時刻携帯者の姓名等を口頭若しくは他の告知の方法を以て責任者、或は坑務所等に通知すること。
- (ル) 責任者不在ならば使用材料、藥品等を責任者に通知すること。
- (ヲ) 責任者は直ちに不足分を補充整理し置くこと。
- (イ) 救急箱は止むを得ざる場合の外係員若しくは講習を終了せる鑛夫以外の者の勝手に使用するを禁ずること。
- ロ、酸素呼吸器の準備
- (イ) 取扱法は講習科目中に入れ前同様責任者を置き責任者は時々酸素量其の他破損の有無を検査すること。

(ロ) 數は大體一坑に付一箇以上坑務所、事務所等に常備すること  
ハ、擔架又は之に代るべき輸送用具の常備

(イ) 救急箱の倍數位宛救急箱備付場所と同一箇所に置くこと。  
其他救急箱同様責任者を置くこと。

(ハ) 鑛山事務所に於ては救急箱其他酸素呼吸器、擔架の數、番號、備付場所内容品數量、責任者名等を帳簿に記入し置くこと若しくは坑内外略圖表の如きものに記入し揭示し置くこと。

(ニ) 又坑内外救急箱其他酸素呼吸器、擔架等の備付場所は鑛夫係員に周知の目的にて坑口坑務所坑内見張等に揭示し置くこと。

其他救急治療室必要を認むる鑛山に於てを設置し、或は通信機關の完備を計ると同時に簡單明瞭なる通信連絡方法を講じ、更に大變災時に於ける醫局員の配置醫療用材料の準備、配給方法等所謂救急治療的動員計畫の如きものも必要なるべし。

抑々本道に於ける各鑛山は一般に比較的の間僻地に所在し坂路亦尠からず又季節的關係に於ては内地鑛山と甚だ趣を異にし就中冬期約五ヶ月間は積雪に閉され且つ又暴風雪の爲め往々通信交通上の故障或は杜絶することも珍らしからず、又融雪期に入るときは交通上の不便は想像外にして或る期間は鐵路も馬橋も全く不通なる鑛山も存す。如斯地勢的或は季節的に不利なる状態にあるを以て救急法及び救急設備に就て講究することは極めて緊要なるは論を俟たざれども、之を實施するに於ては各鑛山の種別及地勢、坑道の狀況、作業場の状態、附屬醫院の有無及遠近、囑託醫所在地の遠近、

交通、通信上の便、不便、其他係員(或は鑛夫)の素養の程度等各種の事情を総合參酌せざるべからず、例へば救急箱内容品、講習科目の如きも甲鑛山には殆んど不用なるものも乙鑛山に於ては必要缺くべからざるものありて本施設を劃一的に統一し強要するは甚だ面白からざる事情にあるを以て、本案に於ては救急箱内容品或は講習科目の如きは最低限とし、參考として(中)に記載したるものは各鑛山に於て任意に選擇、取捨若しくは必要に應じ追加すべく、數量に於ても大體の標準を示したるに過ぎざれば稼働者人員負傷率の多少により増減すべきものなり。要するに本案は醫師の來るまで、作業の終了まで或は醫局に到達し完全なる治療を受くるまでの主旨に基き立案したるものとす。

### 仙臺地方調査概要

#### 一、從來の救急施設

#### (一) 作業場に於ける救急施設

各作業場に就き特別に異りたる設備を各山共爲さず、何れも殆んど同一の施設を有する如き現状なり。

#### (イ) 救急箱の構造

釜	石	尾去澤	内郷	好間	入山
長	三尺	横一尺二寸	木製	長一尺四寸	外科用眼科用と分つ

木製大さ	奥行	一尺	縦	九寸	大さ記載なし	乃至二尺	外科用	縦七寸横一尺二寸深
高	二尺	厚	五寸	木製	カバン型	巾	一尺乃至一尺二寸	さ一尺の木製の蝶番の蓋付
前面に硝子戸を觀音開に付す			蓋付木製				眼科用	八寸四分深さ七寸の
一部に三ヶの抽斗を有す大型の瓶			肩掛紐付					
二ヶと共口小型瓶六ヶを有す								

#### (ロ) 救急繻帶材料

各山とも繻帶、ガーゼ、脱脂綿、油紙、絆創膏を備ふ。但釜石にては各種の繻帶の外白木綿をも具へ、釜石、尾去澤にては三角巾をも常備す。

#### (ハ) 同上藥品及器具

各山ともアルコール沃度丁幾を備ふ。尙昇汞水、イヒチオール(釜石)、リゾール液(尾去澤、内郷)、硼酸水(入山、内郷)、ピクリン酸液(尾去澤)、デルマトール(好間)を有するものあり。又赤酒、アンチモニア水、ブランドエー等の興奮劑は釜石、尾去澤に備へらる。救急用の器具は大體次の如きものあり。

釜	石	尾去澤	内郷	好間	入山
金網製副木	二ヶ	エスマルヒ止血帶	ピンセット	一ヶ	鉗
ピンセット	二ヶ	直截刀	雑用剪	一ヶ	止血帶
舌鉗	子一ヶ	ピンセット	塗布用刷毛	一ヶ	外科用止血用ゴム管
					コッヘル



藥	器一ヶ	副	木
羽	毛一本	コ	ツ
毛	筆一本	膿	盆
止	血用	ゴム管	
			鉄
			ピンセット

(二) 重傷病者輸送設備

(イ) 患者輸送車又は擔架の構造、備付場所及其の數

各山共特に輸送車の設備を有せず。

釜石 擔架を使用し居れども、山路の登降には擔架不便の故を以て特に木製の吊臺を使用しつゝあり。

擔架は通常竹竿を用ふるも割裂する虞あるに由り、鐵管を骨子とし之にズック製の帆布を張る。本品は救急箱と共に見張内の諸人見易き所に置く。吊臺は木製の淺き長方形箱型にして、之に鐵管の擔條を付し木製の擔棒にて之を擔ふ。目下十一ヶを有し各重要作業場に備ふ。

尾去澤 折疊式鐵製脚付竹竿負紐付擔架

採鑛係の各見張所五ヶ所及選鑛係、製鍊係、土木係、電氣係見張の四ヶ所に備ふ。

内郷 木製擔架を使用す、總數二十臺にして各坑口附近事務所に二臺又は三臺づゝ備へ付く。

好間 ズック製巾二尺長さ五尺二寸兩側に竹製の擔棒を有する擔架を坑内詰所及坑外採鑛事務所

(三ヶ)發電所事務室(一個)に備ふ。

入山 各坑口に各一ヶ宛の陸軍式擔架を具ふ、坑内には擔架の常備品なく重症患者發生と共に二寸角棒二本に一吋板を打ち付けて急造すること多し。

(ロ) 患者輸送の實際狀況

釜石 附近に作業せる同僚は直に其の任に當る、擔架又は吊臺にて、又鐵路を利用して運ぶ、坑内も殆んど水平なる横坑のみなるを以て且一條の鐵路の存するにより坑外の輸送と大同小異にして多少明暗の差存するのみ。

尾去澤 坑内に於ては切端より通洞迄徒手運搬をなしたる後擔架により數名の坑夫及坑内役員一二名付添醫局に運搬す。

坑外にても同様に擔架を用ひ得ざる所は徒手運搬を爲す。

内郷 坑内に於ては附近の勞働者は當番監督係員に急報し、係員は附近の鑛夫を集め應急處置を爲すと共に坑外事務所に電話し自ら病者と捲揚人車に同乗して坑外に運ぶ、坑外に在りては擔架を以て病院に運ぶ。

好間及入山 現場より人車乗場迄擔架又は急造擔架を以て運搬したる後、人車にて坑口へ運び擔架に依りて病院に至る、坑外の輸送も擔架による。

(三) 救急治療室の設備及び特別救急設備

何れの鑛山に於ても救急治療室と名づくる室を常備せず、各見張所に救急箱、擔架又は毛布、タオル、洗面器等を置くもブルモートル其の他の特別の救急器具は一般に之を有せず、内郷炭礦にパノレル瓦

斯マスク四臺を有するのみ。

(四) 救急法の講習訓練及實施

講習を受けたる者の業務別員數

釜石 採鑛選鑛石灰山製銑骸炭煉瓦運輸鑄物壓延平爐機械電氣用度營繕精米製材學校の係員及鑛夫にして計鑛夫一三一名係員九名なり。

尾去澤 採鑛係員三十名勞務係員十二名世話方八名

内郷 係員四十五名採炭及運搬に従事する鑛夫百二十名電氣及機械運轉に従事する鑛夫二十五名、其の他の鑛夫十二名計二百二名なり。

好問

採鑛係坑内従業員 係員一八 夫頭八 指導夫 六

採鑛係坑外従業員 係員 七 夫頭二

電氣係坑内従業員 係員 一 夫頭一 電工夫一〇

電氣係坑外従業員 夫頭一 電工夫一〇

發電所従業員 係員 二 夫頭四 電工夫 六

工作従業員 係員 二 木工三

運輸従業員 工夫 三

入山 改めて講習訓練したることなきも坑内係員詰所番人たる坑内常夫十四名に對し講習せり。

(五) 講習及訓練の要領

釜石 簡單明瞭を主とする故に簡易救急法なる一小冊子を係員及主なる稼働者に配布し、春秋二回機を見て夜間醫師をして講習せしむ其の要項次の如し。

總論 出血、開創、打撲傷、火傷、凍傷、骨折、脱臼、腐蝕傷、眼内異物、中毒、失神、埋没、溢死、溺死、異物閉塞、電擊假死、人工呼吸、其補助法、興奮劑の投與法、脱衣法、患者の運搬法、急造擔架、救急箱備付品の用法

尾去澤 講習は一日一課目一時間宛三日間を要し人工呼吸法、止血法、患者運搬法等をなす。

係員に對しては以上の外日本赤十字社編甲種看護學教程々度の救急法一般を習得せしむ。

内郷 繃帶材料使用法、人工呼吸法、患者運搬法、止血法を講習す。

好問 救急治療法概要と名くる印刷物によりて、一定人員づゝ醫局に參集の上人工呼吸法、止血法等につき講習訓練す。

入山 消毒藥品の使用法、現場に於ける應急洗眼法、止血方法、骨折に對する副木固定繃帶法等を講話せり。

(六) 救急處置實施の狀況

作業場に於ける處置實施の狀況に付好問、内郷、尾去澤は記載すべき事項なし。

釜石、入山は單に止血又は繃帶時に副木固定をなし、入山は飛石に際し洗眼を爲す。

(七) 前項以外の救急施設に關する事項

各山共其の施設を見ず。

二、救急施設改善に關する意見

今次調査研究する救急施設に關しては、之を狹義に解して「醫師に非らざる所謂素人の爲す應急處置」と爲し其の要は最も簡單に何人にも用ひ得べき施設を爲し其の運用を最も圓滑ならしむるを目的とせり。

以下其の施設に就て説述すべし。

(一) 救急箱

- 1 救急箱は携帶に便ならしむること、其の大きさは例へば一尺、二尺深六寸木製蝶番式の蓋を附し救急箱と墨書し内部を外用、内用とに分類區劃すること。
  - 2 外用の部には普通繩帶五ヶ、木綿一反、ガーゼ二反、脫脂綿若干、油紙、絆創膏を入れ。
  - 3 内用の部には赤酒、アンモニア水、を各百乃至二百瓦位づゝ入れ置くこと。
  - 4 副木二ヶを用意すること。
  - 5 箱には錠を附せざること。
  - 6 救急箱は各作業場及坑内見張所には必らず備へ置くこと。
  - 7 救急箱は作業場の係員責任を以て保管々守すること。
  - 8 事務所庶務係は毎月一回以上全部の救急箱を調査し内容品の完備に注意すること。
- (二) 擔架
- 1 通常の竹竿付ブツク張を可とすること。

- 2 擔架は主として坑外に常備すること。
- 3 石炭山に於ては坑内に擔架を常備するを鑛夫は一般に忌嫌する趣を以て之を備へ付くるものなく事故發生の際は直に板類にて擔架を急造する所多きを以て之が材料を備へ置くこと。
- 4 一般坑内は人車坑車等の設備あるを以て之を利用するは敏速なるべきに依り坑内には強て擔架を常備する必要なきこと。

(三) 輸送車

輸送車は常備するの必要を認めず。

(四) 救急治療室

- 1 救急治療室の設備は不用なること。
- 2 各作業場の救急箱を常備する場所には毛布、枕、タオル等横臥用具を備へ置くこと。  
因に健康保險法施行の結果囑託醫を解任せる鑛山多く之等は殆んど醫療設備を有せず、若し診療所程度のものを此の種鑛山に設備し得るに於ては頗る利便なるべく、又大規模鑛山に於ても患者にして毎日通院して其の診療を受けるは頗る繁勞なるものゝ如く、若し鑛山内適當の場所に診療所の如きものを設備するに於ては鑛夫の受くる利便頗る大なるべし。

(五) 救急法の講習訓練

- 1 救急法の講習訓練を受くる者を一般鑛夫及係員の二種に分類すること。
- 2 一般鑛夫に對する講習訓練の科目は左の通りとすること。

止血法、骨折及副木使用法、人工呼吸法、運搬法、興奮劑の投與

3 係員に對しては前記科目の外陸軍用衛生法及救急法に準據して講習訓練すること。

4 以上の外鑛山協會に於て教科書的小冊子を配付し併せて活動寫眞等を使用して宣傳すること。

### 東京地方調査概要

#### 一、從來の救急施設

#### (一) 作業場に於ける救急設備

各鑛山共に救急箱を坑内見張所坑外事務所或は坑外主要工場に設備せるも、其の内容備品は何れも負傷者の應急處置に必要な繙帶材料其の他を備ふるのみして作業場の種別によりて特別の施設を有するものなし、但し千代田炭礦及び重内炭礦には救急箱の設備なし。

鑛山名	繙帶材料	救急藥品	救急器具
足尾鑛山	消毒ガーゼ 卷軸帶(大小) 三角巾(大小) 繙帶 絆創膏	沃度丁幾 酒 メントールブラン 硼酸ワセリン	止血帶 吳氏副木(大中小) 鉗 ピンセット 小コップ 毛筆
	一〇包 一〇ケ 四枚 四枚 一包 一罐	一ボンド 一ボンド 二〇〇cc 二〇〇cc 一罐	二本 二ケ 三組 一ケ 一ケ 一本

鑛山名	繙帶材料	救急藥品	救急器具
神岡鑛山	消毒ガーゼ 卷軸帶(大小) 三角巾(大小) 繙帶 絆創膏	沃度丁幾 揮發油アルコール 30%イヒチオール アルコール 硼酸軟膏	止血帶 直剪 ピンセット 毛筆
	六ケ 六ケ 二枚 少許 少許	一〇〇cc 一〇〇cc 一〇〇cc 少許	一ケ 一ケ 一本
日立鑛山	急速繙帶(大小) ガーゼ 卷軸帶(大中小) 三角巾(大小) 繙帶 絆創膏	沃度丁幾 揮發油アルコール 30%イヒチオール アルコール 赤酒 硼酸軟膏 3%硼酸水 3%石炭酸水	止血帶 骨折固定副木 剪刀 ピンセット コップ 負ヒ紐
	一二ケ 一ボンド 九ケ 六枚 一ボンド 一罐 一〇枚	一〇〇cc 一〇〇cc 一〇〇cc 一ボンド 二〇〇cc 一〇〇cc 一ボンド	一具 一ケ 一ケ 二ケ 二ケ 一ケ
諏訪鑛山	急速繙帶(大小) ガーゼ 卷軸帶(大中小) 三角巾(大小) 繙帶 絆創膏 油紙	沃度丁幾 揮發油アルコール 酒 30%イヒチオール アルコール 赤酒 硼酸軟膏 3%硼酸水 3%石炭酸水	止血帶 骨折固定副木 剪刀 ピンセット コップ 負ヒ紐
	一〇枚	一ボンド	一ケ
大倉無煙炭坑	ガーゼ 卷軸帶 絆創膏	沃度丁幾 硼酸軟膏 赤色酸化汞膏(水虫藥)	
	一〇枚	一ボンド	

第一	高萩炭礦	赤色酸化米膏(水虫薬)
第二	坑	
	卷軸帶	
	ガリゼ 卷軸帶 脱脂綿 油紙	沃度丁幾 酒精 沃度ホルム 硼酸ワセリン
	磯原炭礦	沃度カンフル丁幾 酒精 過酸化水素 赤酒 カンフル散 硼酸軟膏
	ガリゼ 卷軸帶 脱脂綿 絆創膏 油紙	100cc 100cc 200cc
		鉄 ピンセット

附記 一、神岡鐵山救急藥品中亞鉛華軟膏は鹿間製錬場にのみ之を備へ、其の他作業場には之を缺く  
二、日立及諏訪鐵山に使用する急速繩帶は創傷被覆繩帶材料を袋入とし消毒せるものなり

(二) 重傷病者輸送設備及び輸送状況

(イ) 重傷病者輸送設備

各鐵山共に擔架を設備せるのみにして特別の輸送車を有するものなし、擔架構造及び備付場所左の如し。  
 足尾 普通擔架に毛布二枚宛を添へ坑内事務所六ヶ所及び坑口事務所三ヶ所に備ふ。  
 神岡 陸軍式四十三年型擔架一組宛を各救急箱備付場所(坑内各見張所及び各坑外作業場)に備ふ。  
 日立 折疊擔架を坑外各作業場及び本山採鐵事務所に一組宛常備す、但し本山採鐵事務所には毛布

二枚を添加す。

諏訪 折疊擔架一組及び毛布二枚を坑外事務所に備ふ。  
 大倉無煙 第一坑は人事係詰所に一組第二坑は坑外事務所二組の普通型ズツク製擔架を備ふ。  
 高萩 坑外事務所及び人事係詰所にズツク製擔架四組を備ふ。  
 磯原 坑外事務所にズツク製擔架二組を備ふ。  
 千代田 勞務係見張所にズツク製擔架二組を備ふ。  
 重内 坑外事務所に普通擔架二組を備ふ。  
 (ロ) 重傷病者輸送の状況

金屬山に於ては一般に坑内外とも擔架運搬を主とするも坑内にて擔架を使用し得ざる場所は徒手又は背負ひ輸送す、而して堅坑殊に梯子道等の運搬には適當なる吊架の必要を認むる場合少からざるも現時特別の施設を有せず、神岡鐵山茂住鹿間坑外輸送にはトロを利用す。  
 石炭山に於ては坑内主要坑道の重傷病者輸送に空炭車又は臺車を利用すること多く、水平坑道は手押にて捲上車道は捲上機により坑外に搬出し坑口にて擔架に移乗せしむ、而して坑内切端坑道間輸送には繩箱を使用し得る箇所少なからざるも之を利用するは甚だ稀にして背負ひ或は徒手運びにて坑道に至り空炭車に乗ずるを普通とす、坑外は擔架にて輸送す。

(三) 救急治療室の設備及び殊種救急設備

各鐵山とも救急箱備付場所を應急處置室に當る外に特別の設備を有する救急治療室を設けたるも

のなし。

特種救急設備としては足尾鑛山附屬病院にブルモートル一具を備へ、日立鑛山採鑛事務所に瓦斯マ  
スク六組を常備せる外記載すべきものなし。

(四) 救急法の講習訓練及び其の實施狀況

(イ) 救急法の講習及び訓練

金屬山にては救急法に關し施設を爲したることあるも石炭山にては未だ講習若は訓練を行ひたる  
ものなし。

足尾 現場係員に對し救急手當に關する必要事項を講述し且つパンフレットを配布せり但し講習  
者の人員等不明なり。

神岡 特に講習會を開催したることなきも救急法大意を鑛山にて刊行し之を係員に配布し、創傷及  
急病に對する處置、人工呼吸法、患者運搬法の大意を了解せしむ。

日立 本山採鑛課係員、夫頭、小頭及び鑛夫の一部に對し救急法を講述したることあるも特に組織的  
に訓練を施さず。

諏訪 係員二名及び夫頭一名に對し止血法、骨折假縛帶法、人工呼吸法、創傷被覆縛帶等を講習せり。

(ロ) 救急處置實施の狀況

救急處置の實施は救急箱備付場所に於て係員之を爲すも現場に於ける救急處置は概して輕微なる  
負傷者に對し假縛帶を施す場合最も多く、重傷者を生じたるときは直に附屬醫局に急報し出來得る

限り速に醫局に輸送す、此の際四肢の創傷にて出血甚しき時は係員若は同僚鑛夫の手により止血帶  
或は手拭其の他紐の類にて緊縛止血をなし又四肢の骨折あるとき足尾、神岡、日立、諏訪の各鑛山にて  
は副木縛帶を施す。

(五) 其他の救急施設

各鑛山とも記載事項なし。

二、救急施設改善に關する意見

(一) 救急設備

(1) 救急箱の構造及備付場所

救急箱は堅牢なる構造とし携帶に便なるを要す、箱は可成濕氣の竄入を防ぐ爲め被蓋と爲し外面に  
救急箱と明記し又は他と區別し得べき一定の標章を附するを要す、備付場所は坑内及坑外作業場の  
各見張所とす。

(2) 救急箱内容目品

救急箱には少くとも左記縛帶材料及器具を備付るを要す、數量は實際の狀況に従ひ決定するものと  
す。

縛帶材料

一、殺菌ガーゼ

二、卷軸帶

三、三角巾

四、脫脂綿

五、綿花

六、油紙

七、絆創膏

八、急速縛帶

急速繃帯は創傷被覆材料を袋入とし消毒し置き創傷の繃帯に速時使用するに便ならしむるものとす、以上の外必要に依りメリヤス指繃帯ガーゼの豫備品等を添加す。

救急藥品

- 一、赤酒若はメントールブラン
- 二、沃度丁幾(稀釋)
- 三、酒精
- 四、興奮藥嗅劑
- 五、硼酸軟膏又は硼酸ワセリン

興奮藥は芳香アンモニヤ精を適當とす、以上の外必要に依り過酸化水素水、ペンデンアルコール合劑、硼酸水、イヒチオールを添加す。

救急器具

- 一、止血帶
- 二、副木
- 三、ピンセット
- 四、鋏
- 五、毛筆
- 六、安全針
- 七、コップ若は吸ひ呑

副木は吳氏副木使用便なり。

(二) 重傷病者輸送設備

重傷病者輸送設備として患者輸送車の設備は最も理想とする所なれども、道路の狀況等其の使用に適應せざるものありて一般には折疊式布擔架にて充分なり、但し坑内用擔架として櫃式擔架の考案を必要とす殊に堅坑、梯子道の昇降に使用し得ること其取扱便利なること必要なり、本邦海軍にて使用する艦内用擔架を改造せば實用に適するものを得べし。

患者輸送用擔架は之を各救急箱備付場所に常置し、尙毛布及患者手運用負ひ紐を備ふること必要な

り。

(三) 救急治療室の設備及特種救急設備

鑛山附屬醫局の設けある鑛山にては特別の救急治療室を設置するの必要なし、但し附屬醫局の設けなき鑛山及醫局より甚しく遠隔の地に在る作業場には便宜事務所の一部に之を設くるを便とす、其の設備としては簡單なる外科用醫療器械一揃、煮沸消毒器及び各種繃帯材料を備付ること必要なり。特種救急設備としては自然發火其の他に依り頻々坑内火防作業を爲す必要ある鑛山にては、坑口附近に瓦斯マスク及び酸素蘇生器若は酸素吸入器を備置くこと必要なり。

(四) 救急法の講習及訓練

(1) 救急法講習

現場係員を主とし之に各作業區に屬する鑛夫の主なるものを選び講習を受けしむ。

講習の科目は救急箱備付救急繃帯材料、救急器具及救急藥品を正確に使用し救急處置を誤ることなきを主眼とし左記科目を講習せしむ、其の程度は陸軍看護學校教程を標準とす。

- 1 救急藥品及材料の使用法
- 2 救急繃帯法
- 3 出血の救急處置
- 4 骨折の救急處置
- 5 瓦斯中毒其の他人事不省者の救急處置

6 人工呼吸法

7 傷病者輸送法

以上は救急處置實施方法の講習を主眼とするも所期の目的を達成するには各種創傷の症狀及び創傷傳染の主要を習得せしむるを必要とす、尙必要な場合に於ては人體解剖及生理の概要一般をも講習すれば可なり。

(2) 救急法の訓練

救急法は傷病者の應急處置を目的とするを以て實地訓練を充分ならしむべし、殊に左記科目は訓練を主とする必要あり。

1 救急繻帯の卷方

2 止血法

3 副木繻帯法

4 人工呼吸法

5 傷病者輸送法

(3) 講習及び訓練の實施方法

講習及び訓練の實施方法は各鑛山地方に救急法訓練所を設け、各鑛山より講習員を派出し講習及訓練を受けしむるを理想とするも、各鑛山に於て臨時訓練所を開設し毎年一定期間一定員數に救急法を習得せしむるも充分なるべし、此の際講習訓練は鑛山附屬醫局其他適當の場所に於て行ふも鑛

山長名にて講習生を募集選定すること必要なり。

講師は鑛山附屬醫局醫師若は鑛山囑托醫其の任に當る。

講習及訓練の時期は各鑛山の任意とするも可成春秋二期に講習及訓練をなし、漸次現場係の全部及び鑛夫の多數に習得せしむるものとす。

講習及訓練の期間(日數及時間)は便宜適當に決定すべきも講習書は一定標準の講本を編纂すること必要なり。

(五) 其他必要なる施設事項

(1) 救急心得書の頒布

救急法の講習及び訓練を現場係員の全部及び鑛夫の多數者に習得せしむるは短期間に完了し得るものに非ず、前記救急法講習書以外に簡易なる救急處置心得一般に關する印刷物を作成し、從業者全部に之を頒布し救急處置に對する概括的知識を周知せしむること必要なり。

(2) 救急繻帯の携帶

救急箱は主として現場見張所に配置するものにして、作業箇所は見張所より相當遠距離に存すること少なからず、殊に坑内作業場にては作業箇所散在し救急箱備付箇所數之に伴はざること多く、然も救急處置を必要とする傷病者の發生多きを以て、急速繻帯(救急箱備付品に同じ)を現場係員の作業場巡視其他職務執行中常に携帶せしめ救急處置の迅速を計ること必要なり。



### 大阪地方調査概要

#### 一、従来の救急施設

##### (一) 作業場に於ける救急施設

各鑛山共に坑内作業見張所に救急箱を常備し、尙別子、飯盛、柵原及び生野鑛山にては選鑛場其の他坑外作業場見張所坑外事務所等にも同様の設備をなせるも其の内容は作業場別に異りたるもの無く殆んど同一の設備をなすに過ぎず、但し沖ノ浦及竹野兩鑛山にては未だ施設を有せず各鑛山に於て救急施設として備付けたる繙帯材料、器具及び薬品の種類左の如し。

救急用具	繙帯材料	鑛山名
	繙帯及之に必要なる材料	吉岡
止血ゴム管 鉄ビンセット コップ	絆創膏 脱脂綿 ガゼ	別子
止血帯 鉄ビンセット コップ	絆創膏 脱脂綿 油紙 ガゼ	飯盛
	絆創膏 脱脂綿 ガゼ	白瀬
	絆創膏 脱脂綿 ガゼ	東山
鉄ビンセット コップ スボイト 膿盤	絆創膏 脱脂綿 油紙 ガゼ	柵原
	絆創膏 脱脂綿 ガゼ	明延
	絆創膏 脱脂綿 油紙 ガゼ	生野
	絆創膏 脱脂綿 ガゼ	尾小屋

救急薬品	沃度丁幾	沃度丁幾	沃度丁幾	沃度丁幾	沃度丁幾	沃度丁幾	沃度丁幾	昇汞水
赤酒	昇汞水	石炭酸水	過酸化水素	沃度ホルム	赤酒	過酸化水素	過酸化水素	沃度ホルム
芳香アンモニア精	沃度ホルム	石炭酸水	過酸化水素	沃度ホルム	赤酒	過酸化水素	過酸化水素	昇汞水

##### (二) 重傷病者輸送設備及び輸送の状況

###### (イ) 輸送設備

重傷病者輸送の設備として一般には擔架を有するに止まるも、別子鑛山に於ては第三通洞及第四通洞坑外に擔架登載輸送車を各一個宛常備す。其の構造は擔架を其の儘乗せ得る様に構成し、バックアップにはスプリングを装置し緩衝作用をなさしむ。擔架は各鑛山とも坑外事務所及醫局に設備するも、柵原鑛山にては坑内見張所にも之を常置す、擔架構造は大同小異にしてズック張擔棒付折疊式擔架なり、尙飯盛鑛山にては擔架の外竹製山籠を醫局に置けり。

###### (ロ) 輸送の状況

各鑛山とも大體に於て坑内は手運び或は擔架を以て輸送し稀に坑道運搬に臺車を、堅坑に捲揚臺を利用するのみにして梯子堅坑輸送にも特異の方法を用ふるものなし。坑外に於ける輸送は一般に擔架を用ふ。

吉岡・坑内は應急手當を加ふると同時に係員に急報し、其の指揮を俟ちて人背又は手に抱きて鑛車

或は臺車に乗せ、坑外に出で擔架に移乗せしめ醫務係に輸送す。  
 別子 坑内は現場の状況に依り人背にて坑道面に運び又は直に急造擔架に乗せ大堅坑又は東延斜坑プラットフォームに送致し第三通洞準若は第四通洞準に捲上げ、又は捲下げて擔架の儘輸送車に積み電車にて坑外に搬出し醫局に輸送す。坑外に於ける傷病者は直に人手、人背又は擔架にて病院に送る。  
 飯盛 坑内は背負又は臺車にて坑口に出て、擔架若は山籠に移乗せしめ附屬醫局に運ぶ。坑外に於ける重傷病者は擔架若は山籠にて輸送す。  
 白瀧 一般に擔架を使用す。  
 東山 坑内横坑は運鑛車又は坑木臺車により、坑外軌條なき區間は擔架或は人背により輸送す。  
 柵原 坑内にて重傷病者を生じたる時は背負ひ坑内見張所に伴ひ應急手當をなし擔架にて坑外に搬出し其の儘囑託醫院に送る。  
 沖ノ浦及竹野 從來重傷病者を出したることなく従て記載事項なし。  
 明延 坑内にて梯子ある所は背負ひ輸送し、梯子を要せざる坑道は擔架輸送を爲すも捲揚豎坑はケリジに横臥せしめ捲揚ぐ。  
 生野 坑内は現場の状況により人手又は人背により或は擔架若は鑛車により搬出し、坑外は人手或は擔架により醫局に送る。  
 尾小屋 協同従業者若は隣接區の従業者は直に附近の係員に急報し、一應近接鑛場へ移送し、救急手當を施すと共に電話にて擔架の急送を受け擔架にて醫局に送る。

(三) 救急治療室の設備及び特別救急設備

各鑛山共に救急治療室を設置せるものなく一般に作業見張所を救急處置室に使用す、但し尾小屋鑛山は阿手區及び波佐羅區出張診療所を救急治療室に兼用す。  
 特別救急設備として蘇生器其の他の設備を有する鑛山なきも、明延鑛山にては醫局に陸軍式醫療囊程度の特設救急箱を設備し、必要に應じて醫師之を現場に携行し救急治療を爲す施設を爲せり。

(四) 救急法の講習及び訓練の状況

飯盛鑛山に於ては足尾鑛業所編纂「作業場救急法」を教材とし人體生理の大要及び救急法大意を現場係員十名に講習せり、其の他鑛山に於ては組織的に救急法に付講習或は訓練を行ひたることなし。

(五) 救急處置實施の状況

吉岡、別子、飯盛、柵原、生野の各鑛山に於ては現場にて應急止血法を施し見張所にて假繃帶を行ふも、其の他鑛山は何れも特に記載すべき事項なし、但し各鑛山とも傷病者發生したる時は一刻も早く患者を醫局若は囑託醫院に移送し醫師の治療を迅速に受けしむるに勤む。

二、救急施設改善に關する意見

- (一) 各種作業場に備付く可き救急用諸材料、藥品及器具  
 特種の鑛山に於ては或は此を種別し得可きも一般鑛山にては此を適用し難く寧ろ一般作業場に備ふ可き救急箱に特種のものを追加備付くるを却て便とす。
- (二) 一般作業場に備付く可き救急箱の構造及備品

救急箱の構造は木製にして錠前付堅牢なるを要し其の内部は内容物の倒塌の憂なき様、棧を設け又持ち運びに便なるが如くなすため負革を附し、見易からしめんが爲めには表面に赤十字マークを附し尙蓋の内面には内容品目録及使用法を添付す而して救急箱の下層は抽斗とし繙帯材料を收め上層は瓶類及器具を格納す。

(1) 繙帯材料の種類及其數量

- 三角巾 五枚
- 卷軸帶 七卷(五裂二五)
- 絆創膏 一罐(ロール型)
- 油紙 十枚
- 脱脂綿 百匁
- ガーゼ小包 甲式十包 乙式三包

甲式ガーゼ小包は昇糸ガーゼ一尺平方のもの三枚を塗澁紙にて包み蒸氣消毒を施し糊封したるものとす。

乙式ガーゼ小包は昇糸綿七匁を四寸方形となし之を約一尺方形二重の昇糸ガーゼにて包み、木綿繙帯長さ七尺五寸 巾四寸の中央に縫着し、該繙帯を左右より折疊み包上に重ね硫酸紙にて包み糊封し、更に塗澁紙袋に入れ蒸氣消毒を施し糊封す。

滅菌ガーゼは此れが使用上甚だ複雑にして却て不便多くガーゼ小包として使用するを可とす、而し

て甲式小包は小なる創面に使用し、乙式小包は大なる創傷にして出血多量なる場合に使用せらる。繙帯小包は器具を使用せず不潔なる手指を以てするも、取扱の注意により完全に創傷處置を施し得るものなり。

(2) 救急藥品の種類及其數量

- 沃度丁 幾(アンブルレ入) 二〇個
- 硼酸軟膏 三〇〇瓦
- 赤酒 一本
- オキシフル 一ポンド

(3) 止血器其他救急用具及其數

- 螺旋止血帶 二卷
- ピンセット 一ヶ
- 鉗 一ヶ
- コップ 一ヶ

(三) 重傷病者輸送設備

(1) 患者輸送車又は擔架の構造備附場所及其數量  
患者輸送車として特別に使用する所なし、唯坑木運搬用臺車を此に代用する位の程度なり。備付場所として各課事務室及見張所に擔架各一具を備へ擔架は陸軍野戰式擔架を良とす。

## (2) 患者輸送の設備及方法

坑内探鑛場の如き狹隘なる或は梯子を昇降する等運搬至難にして、普通擔架使用不可能なる箇所にては、一般に人背或は手運法に依り輸送せられ、爲めに患者の安静を缺き、苦痛を訴ふる等從來適當なる運搬具なし。

現時海軍に於て使用せらるる、籠狀吊架は稍々此の缺を補ふに足らん。籠狀吊架は長方形ブック製にして外側に數多の竹片を結び、上下端に麻繩を付す。使用方法は患者を横臥せしめ所謂籠の子卷となし、其中央は帯にて結び患者を固定し上下端にある繩を締め而して其上端の繩を引き運搬するものにして、平坦なる箇所ならば優に一人にて運搬し得可く、梯子を要する箇所にては滑車により或は人力により昇降容易にして極めて便利なり、若し坑道内臺車に吊架を載せ運搬すれば更に便なり。而して其容積も普通擔架に比し遙に縮少せられ、爲めに可なりに狹隘なる箇所にてても運搬自由にして、且つ吊架の外側は竹片の保護により、運搬時周囲より多少の衝突あるも身體には直接の影響を及さず然も迅速輕便に輸送を全からしむるに充分なるものと思ふ。

## (四) 救急治療室の設備

現下救急治療室として特設するの要なきが如し、各課事務室及坑内見張所を此に充て、救急箱を備付け救急治療室兼用として足れりとす、其の他には特記すべきことなし。

## (五) 救急法の講習訓練及實施

講習及訓練は最も必要にして實施又極めて困難なるものなり、簡ならんか粗漏に流れ、複雑ならば却

て過失を招くの憂あり、此が遂行には周到なる計畫と不斷の努力とを必要とするものなり。

## (1) 救急法講習の科目及其程度

- 1 人體構造の概要
- 2 繃帶術 三角巾用法、卷軸繃帶法
- 3 創傷の種類及處置法
- 4 救急法 人工呼吸法、卒倒、熱傷、窒息、中毒
- 5 止血法 出血の種類、出血の處置(直達壓迫法、介達壓迫法)
- 6 運搬法 徒手運搬法、擔架運搬法

## (2) 救急法訓練の要領

救急法は治療を目的とするものに非ずして、醫師の治療を施す迄の應急處置を主とするものなれば、其取扱は簡單なるも實施は最も確實なるを要す。

## (3) 救急法講習及訓練の實施方法

講習及訓練は此を全従業員に對し實施し其完全を期するを理想とするも、現下不可能事とす、先づ鑛山醫師を講師とし、被教育者は現場監督員全部及事務員の一部を充て、講習場所としては公會堂、集會所及俱樂部等に集合講習を行ふ。尙講習に際しては講習科目教程を小冊子とし、豫め配付し置き教育參考資料とす。

## (六) 救急施設に對する結論

鑛山に於ける救急處置は應急の手當にして醫師の治療を受くる迄の一次的處置なるを以て、稍々もすれば輕視せられ或は運搬の迅速を缺き、不適當なる處置を受くるが如きことあらんか、豫後の経過を不良ならしめ、延ては生命の危機を來すに至るを以て、此が處置は敏速を貴び實施は確實を要す。而して藥品器具材料等は、餘りに完全を期する時は却て實施複雑にのみ涉り不測の厄を來す憂あれば、寧ろ最小限度に止め簡單なるを可とするも、其教育訓練は最も必要且つ最も困難とするものにして、其の講習場所の如きも公會堂俱樂部等は勿論、進では坑道、採鑛場等實際に災害の發生し得る現場に於て、假設患者を作り、通信機關を利用し、迅速なる擔架運搬を應用し、最後には醫局に於て完全なる治療を施すに至る迄も此を實驗的に實施練習し、以て有事の際萬遺憾なきを期するを要す。

福岡地方調査概要

一、從來の救急施設

(一) 作業場に於ける救急設備

調査各炭礦は一般に各坑内作業見張所、坑内詰所、坑内監所、坑内事務所、坑内書寫部屋等と稱すに救急箱を常備せるが、尙餘田炭礦にては坑外事務所に、三井田川炭礦にては坑外製作工場に同様の設備を爲せるも概して坑外作業場に之が設備を有せず、又沖ノ山炭礦は坑内外を通じて救急箱を備へたる作業場なし。救急箱の構造及び備付品目左の如し。

鑛山名	救急箱構造	救急箱内容	救急品目
三井田川	木製(錠前付) 横一・三尺 幅一・九尺 高〇・六五尺	三角巾 消毒ガーゼ 絆創膏	止血ゴム管 ピンセット 鉄 毛筆(塗布用) スポイト
二瀬	金屬製 手携丸型 ガーゼ罐	沃度丁幾 酒精 リゾール	
餘田	不明	沃度丁幾 赤酒	副木
大之浦	木製箱	沃度丁幾 石炭酸水(稀釋) 沃度ホルム	ピンセット
新原海軍	不明	カンフル散	
三池	木製 横二尺 幅一尺 高一尺	三角巾(大小) 一〇枚 卷軸帶 五ヶ 絆創膏 一 ガーゼ 一反 沃度丁幾 一〇〇cc メントール酒 四五〇cc	止血ゴム管(大中小)三ヶ 副木(紙製) 一〇ヶ

豊	明	赤	高	相	崎
不	治	池	田	知	戸
明	不	不	不	芳	落蓋付木製箱 (抽出三段及把手附) 大サ八寸四方 高サ一尺
明	明	明	明	谷	木製 横二尺 幅一尺 高一尺
綿帯 殺菌ガーゼ(亞麻仁油紙包) ガーゼ	綿帯 ガーゼ(織入)	綿帯	綿帯	綿帯 ガーゼ	巻軸帯 昇承ガーゼ包 一〇ヶ
沃度丁幾 昇承綿	沃度丁幾 酒精 昇承水	沃度丁幾	沃度丁幾	沃度丁幾 酒精	沃度丁幾(稀釋) メントールブラン
	幅木 ピンセット			止血器(軀血帯)	止血管 塗布用筆 コップ

附記 三井田川炭礦にては携行用小型救急箱を造り坑内係員に携行せしめ、三池炭礦にては各坑々口に救急看護室を設置せり。  
崎戸炭礦救急箱には左記用法を蓋の裏面に記載せり。  
用法一、止血用ゴム管 上肢若くは下肢に負傷し鮮紅なる血液が勢よく噴出する時は出来得るだけゴム管を引き延し創傷のある部分より上の方を二三回巻緊る可し。  
一、ガーゼ包 先づ包紙を解き中にある昇承ガーゼを摘み手指の觸れざる部分を創傷部に當て綿帯を施す可し。

(二) 重傷病者輸送設備及び輸送の状況

重傷病者輸送の設備として一般には擔架の設備を有するも三池、鯉田及び三井田川炭礦には患者輸送車を常置せり、但し患者輸送車は坑外に於て使用せらるゝに止まり、坑内に利用せらるゝことなし。

(イ) 患者輸送車

三池 鑛業所本部に患者輸送自働車型式オークランド一輛を備ふ、患者一人横臥する様輕便なる寢臺を設く及び附添二人乗車し得る様車内のシートを改造せり、各坑所屬分院に於て入院治療を要すと認められたるものを輸送するに使用す。尙宮浦坑外に輸送車一輛を備ふ、其構造はズツク製の擔架を寢臺に作り二輪車を取付けたるものなり。

鯉田 患者輸送車は坑外用として使用す、鐵製にして藁布團を敷き安樂椅子狀仰臥する様に造り俤に酷似しゴム二輪車を附す。

三井田川 輸送車は二輪にして横臥又は支體式にして幌を有する人力索引車なり、各鑛夫事務派出所に常置し合計二十三輛あり、輸送車は重に持續的療養者の附屬病院通院用に供せらる。

(ロ) 擔架の構造及び備付場所  
擔架は一般にズツク張二轆式にして概して坑内見張所及び坑外事務所に之を常置す其の状況左の如し。

鑛山名	擔架構造	擔架備付場所
三池	陸軍用擔架に模倣して作れる巻擔架	坑内見張所(二十七個)及坑外事務所(八個)
新原海軍	竹桿横鐵ズツク製擔架	各坑醫局(二十三個)
大之浦	英帆布二重張(長六尺)に約八尺の擔棒を附す 板製吊臺	坑内事務所(二十一個)及坑口事務所(五個)
鯉田	ドンゴロス製普通擔架	坑口事務所(二個)
二瀬	普通擔架	各坑内書寫部屋(各一個宛)及各坑外事務所(各二個宛)
三井田川	ズツク床二轆式	坑内詰所及坑外取締所
豊國	ドンゴロス床(長約六尺)木製擔棒(長約一丈)	各坑内外見張(二十四個)
赤池	同上	坑内監所及坑口(二十七個)外に豫備品(二十個)
明治	同上	坑口(十六個)
高田	同上	坑内監所及坑口(八個)
久原	同上	坑内監所及坑口(三個)
相知芳谷	木製擔棒二本に鐵製横棒を附け底を金網にて張りドンゴロス床を附す	坑内監所及坑口(三個)
崎戸	木製桿又は竹桿(長二・六米)に横鐵二個を附けドンゴロス製架床(長一・七三米巾一・六三米)を張り、桿には前後にドンゴロス二重負帯を附す	坑内書寫部屋(四十個)運炭場(二個)工場(二個)及勞務係詰所(二個)
沖の山	不明	各坑内事務所(二十個)及坑外任務係 各坑々口

(ハ)重傷病者輸送の狀況

重傷病者の輸送は一般に坑内外を通じて擔架を用ふるもの多きも、坑内の狀況に従ひて徒手運搬を

爲し或は人車、空炭車又はケージ等を利用し、三池及鯉田炭礦にては坑外に於て患者輸送車を使用す。

三池 同僚稼働者は直に係員に急報すると共に擔架を取寄せ係員は六人を限度として附添人を指定し、坑外に出で各坑所屬醫院分院に送る。各坑所屬分院にて入院治療を要すと診断せられたるものは鑛業所本部より患者輸送自動車と呼寄せ、之に乗せ本院に輸送す。

新原 坑内に於ては擔架輸送を原則とするも、多くは通風用六分板二枚を重ね急造擔架とし二人懸にて運搬し、又昇りなれば棧箱を利用して運搬坑道に出し、必要に應じて醫局より擔架を急送せしめ六人乃至八人にて擔送す。尙骨折等にて運搬困難なる場合は炭車により捲上ぐることもあり、坑外は背負ひ又は擔架にて近接せる附屬醫局に送る。

大之浦 坑内にては本捲卸迄擔架にて送り、本卸は人車にて捲上げ坑外に運び、坑外は一般に擔架輸送を以て附屬病院に至る。

鯉田 坑内は空炭車にて輸送すること多きも、下肢骨折等ある場合は擔架に乗せ空炭車又は臺車に安置して運ぶか、或は其の儘擔架にて輸送す、坑外は擔架若は患者輸送車を使用す。

二瀬 坑内外共に一般に擔架を使用す。

三井田川 坑内は徒手運搬により又は擔架により坑外に搬出す、擔架の備品不足するときはズツク床に成木を轆としたる急造擔架を使用することあり、又第二坑本卸は人車を利用す。坑外輸送も主として擔架又は急造擔架の儘附屬病院に收容するを普通とし、患者輸送車に移乗せしむるは極めて稀なり。

豊國 現場迄擔架を送るを原則とするも、困難なる場合は一部徒手運搬を以て擔架に乗せ運搬車道に出し、此處にて人車又は空炭車に移乗せしめ或は擔架の儘にて坑外に搬出す。人車若は空炭車を利用せる場合は坑口にて擔架に移乗せしめ、附屬病院に送る、又甚だ稀有なれども切羽天井低き場合には擔架に乗せ擔棒の一端を持ち他端を坑道上に索引することあり。

相知芳谷 坑道低き處はスラを用ひ、其の他坑内は擔架にて運搬し、坑外は人背又は擔架により附屬醫局に送る。

崎戸 坑内外ともに主として擔架輸送を行ふ、擔架は擔夫四人、豫備員二人にて運び受持係員は治療所迄警戒護送するものとす。

沖ノ山 坑内は一部擔送、一部炭車送とし、坑外に於ては擔送又は患車送を行ふ。

(三) 救急治療室及び特別救急設備  
(イ) 救急治療室の設備

三池炭礦に於ては各坑(勝立坑を除く)坑口附近に救急看護室を設け、看護人として病院藥局に勤務せしことあるもの又は陸軍看護卒出身者等相當救急處置に経験あるものを勤務せしむ、其の設備としては一室を設け左記醫療品の外熱湯給水装置を施す。

用途	品名	数量	用途	品名	数量
氣付藥	メントルبران	六〇〇	硼酸軟膏		五〇〇

用途	品名	数量	用途	品名	数量
消毒用	沃度丁 石炭酸 過酸化水 硼酸 酒精 昇汞	六〇〇 一、二〇〇 三〇〇 六〇〇 六〇〇 一、二〇〇	傷藥	亞鉛華軟膏 硫亞鉛水	五〇〇 一〇
			藥	グセリ 合水 火傷 ガーゼ	四五〇 六〇〇 五〇〇

其の他の炭礦には記載すべき事項なし。

(ロ) 特別救急設備

各炭礦に於ける特別救急設備の状況左の如し。

三池 鑛業所本部に左記器具を坑内防災品として一倉庫に收納す。

種別	品名	製造所	數量	數量
蘇生器	ブルモートル	獨逸ドリガ社	一	三
防毒面		東京共同ゴム株式会社	一	一

新・原・海・軍 左記救急器具を各坑に配置す、切羽引出擔架の構造は圖示するが如し。

種別	數量	配置	部	計
ブルモートル	四	一坑	一坑	三
		五坑	六坑	
		本		
		部		



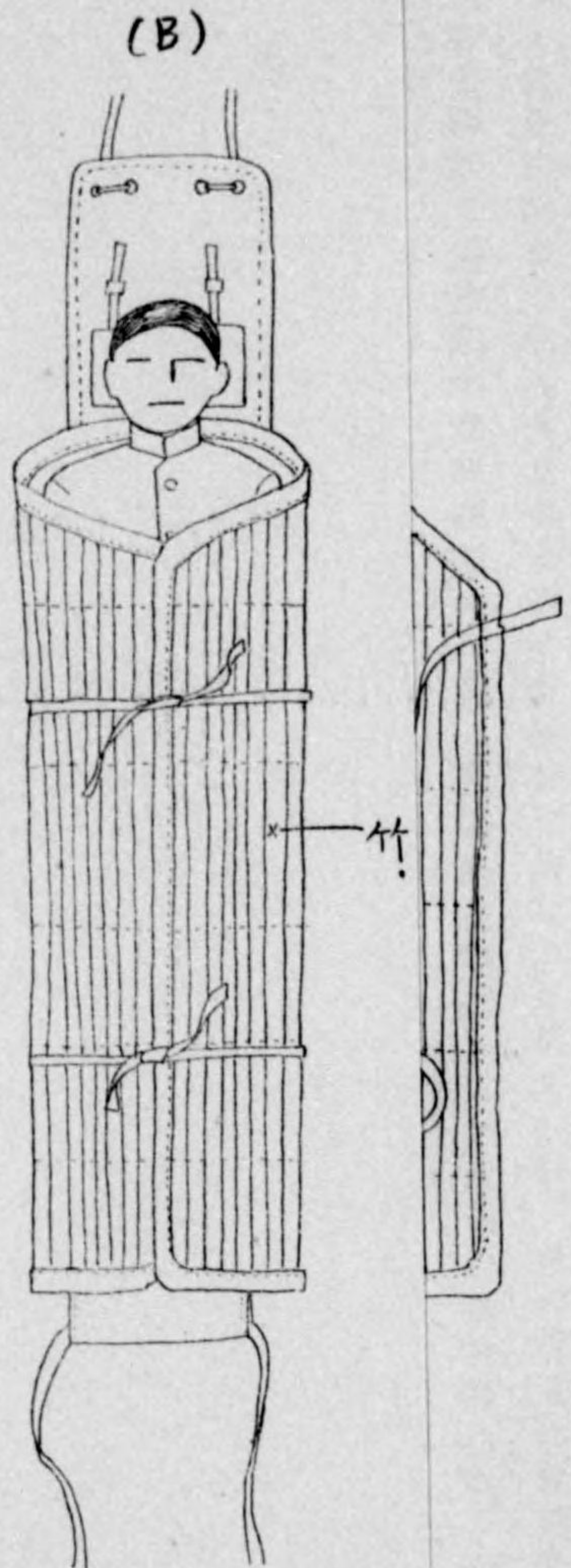
鯨田 酸素吸入器を常備す。  
 三井田川 プルモートル二個、酸素吸入器二個を救命器室に常置す。

(四) 救急法講習訓練及び実施の状況

(イ) 救急法の講習及び訓練

三池 特に救急法の講習を行はざるも、保安會議又は事業會議等の集會に於て講話をなし、又は小冊子を配布せり、聽講したる者は現場係員の全部及び鑛夫の二割五分乃至三割なり。  
 新原海軍 救命器練習の際特に人工呼吸法、止血法、創傷及骨折取扱法、傷病者運搬法等講話す。  
 大之浦 陸軍省編纂救急法大意を參酌し隨時講習を行ふ、講習訓練を受けたる者の數は各坑各約十五名なり。  
 二瀬 繃帶法、止血法、人工呼吸法、救急諸材料用法に付講習訓練を行ひたることあり。  
 三井田川 保安講習會に於て救急法を講述し坑内係員をして救急止血法、三角巾使用法、繃帶の仕方、人工呼吸法等の講習を受けしむ。又プルモートルの使用訓練は酸素救命器の使用と相俟つて隨時各係員をして實習せしむ、最近一年間の保安講習受講者及びプルモートル其他受訓練者數各約二十五名なり。  
 豊國、相知、芳谷、崎戸及び沖ノ山炭礦に於ては未だ特に救急法に關し講習及び訓練を行ひたることな

新原海軍炭礦引出擔架

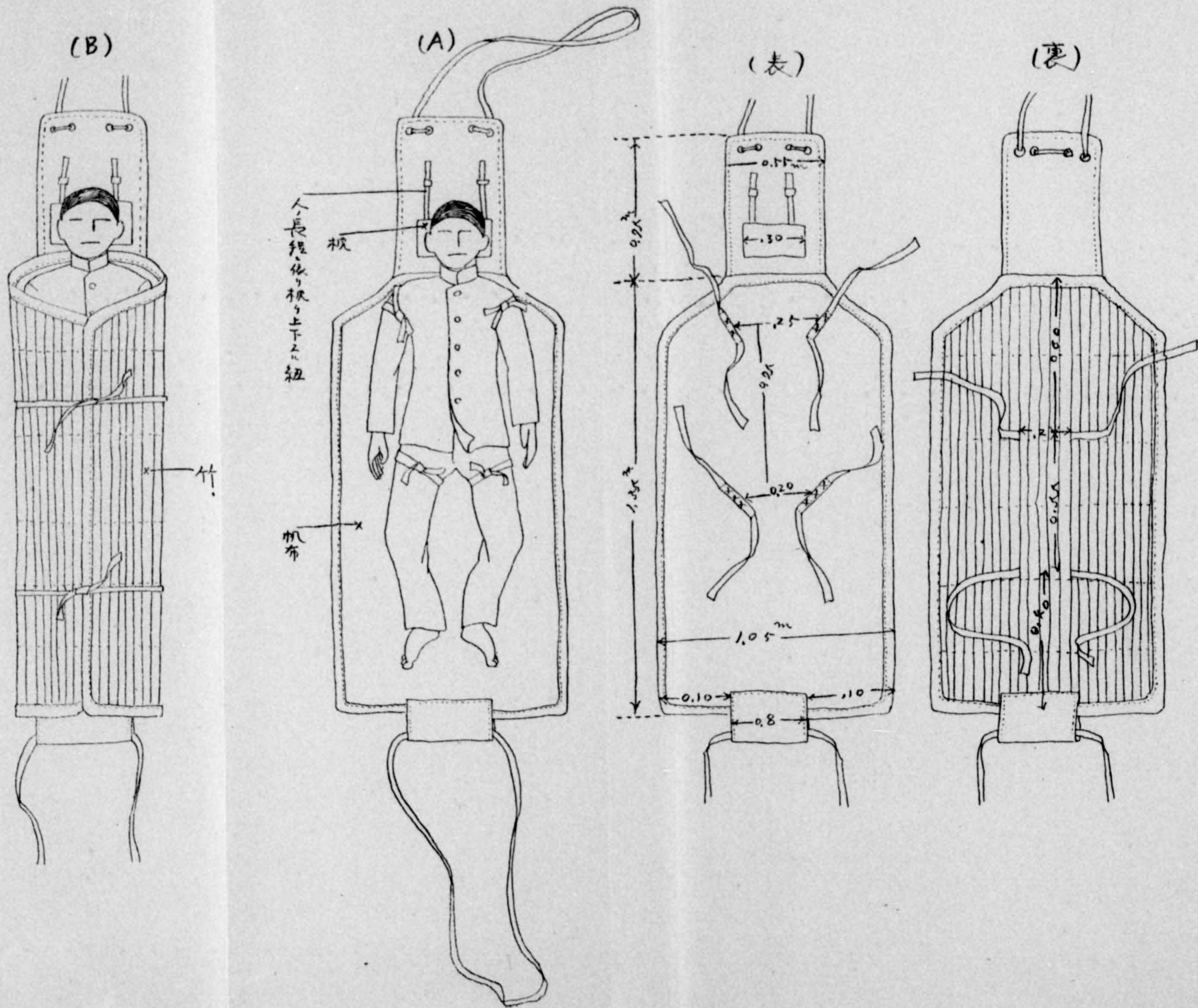


説明

(A)ノ位置ニ人體ヲ所定ノ紐ニテ縛付ケ(B)ノ如ク卷付ケ外部ノ紐ニテ結ビ頭ノ方ヘモ足ノ方ヘモ地上ヲ引摺リツ、搬出スルモノナリ

五名なり。  
 二瀬 繙帯法、止血法、人工呼吸法、救急諸材料用法に付講習訓練を行ひたることあり。  
 三井田川 保安講習會に於て救急法を講述し坑内係員をして救急止血法、三角巾使用法、繙帯の仕方、人工呼吸法等の講習を受けしむ。又ブルモートルの使用訓練は酸素救命器の使用と相俟つて隨時各係員をして實習せしむ、最近一年間の保安講習受講者及びブルモートル其の他受訓練者數各二十五名なり。  
 豊國、相知、芳谷、崎戸及び沖ノ山炭礦に於ては未だ特に救急法に關し講習及び訓練を行ひたることな

新原海軍炭礦引出擔架



説明

(A)ノ位置ニ人體ヲ所定ノ紐ニテ縛付ケ(B)ノ如ク卷付ケ外部ノ紐ニテ結ビ頭ノ方ヘモ足ノ方ヘモ地上ヲ引摺リツ、搬出スルモノナリ

し、但し崎戸炭礦淺浦坑にては救護隊訓練に際し擔架運搬法を實習せしむ。

(ロ) 救急處置實施の狀況

作業場に於ける處置 三井・田川・炭礦輕傷者は係員の携行せる小型携行救急箱の内容品に依り處置し作業に耐ふるものは其儘作業し、作業繼續不能の場合は昇坑して醫師の診療を受けしめ稍重きものは救急箱備付の坑内各見張に於て假繃帶を施し昇坑せしむ。其の程度は緊縛止血法、沃丁塗布、假繃帶、輕微なる飛石の洗眼、硼酸水に依る、眩暈卒倒等にカンフル散の投與等なり。

大之浦・炭礦 出血著明なるものに止血假繃帶を施し昇坑せしむ。

三池・炭礦 重症患者發生せしときは醫師看護婦を現場に急行せしめ、輕症患者のみを係員に應急處置せしむ。

救急治療室に於ける處置 三池炭礦救急看護室に於ては輕微なる負傷の處置を施す、其の他の炭礦には記載すべき事項なし。

(五) 其の他の救急施設

三井田川炭礦に於て施設せる携行用小型救急箱はアルミ辨當箱大にして、約七十個を準備し置き各現場係員現場へ携行し、不時の用に供するものにして用途最も多く補充及新規増加等により其の數漸増の傾向なり。其の他の炭礦にては記載すべき事項なし。

二、救急施設改善に關する意見

(一) 作業場に備付べき救急設備

各地方調査概要

各作業場に備付べき救急設備としては常備救急箱及び携帯救急箱の二種に區別すべきも其の構造及び内容に就ては各炭坑にて適當に定むべきものにして之を統一するの必要なかるべしと云ふもの比較的多数なり、但し作業場の状況及び作業場と附屬醫局との距離等一樣ならざるを以てなり。各調査員の意見は現状を以て十分なりと認むるもの四、改善の要ありとするもの四、記事なきもの一、必要なしと云ふもの一にして之を概括すれば次の如し。

## (イ) 常備救急箱の構造

作業場に常備すべき救急箱として木製を可とするもの多数、三池、新原海軍、大之浦、三井田川、崎戸、相知、芳谷なるも二瀬及び鯉田炭礦は金屬製を適當とせり、其の大き及型狀は一樣ならざるも携帯に便利なるを必要と認むるもの比較的多数、新原海軍、二瀬、鯉田、崎戸にして、其の様式は皮革肩帶附或は背囊式バンド附を便宜とす。尙常備救急箱の外に携行用救急箱或は救急囊を作り係員に携帯せしむるを最も有效なりとする意見多数あり、其の他の救急施設参照、又救急箱に錠前を附するものあれども一般には其必要を認めず、且つ箱の外面に救急箱と明記し或は赤十字の標章を附するを必要とするもの多し。

## (ロ) 救急箱の内容品目

救急箱材料、藥品及び器具等内容は其の種類を最少限度に止むるを必要とし各調査員の適當と認めたる品目左の如し。

## 繙帶材料

消毒ガーゼ(三池、新原海軍、大之浦、鯉田、二瀬、三井田川、豊國、相知、芳谷) ガーゼ罐に貯藏す

昇汞ガーゼ(崎戸) 消毒紙包とす

巻軸帶(三池、新原海軍、大之浦、鯉田、二瀬、豊國、相知、芳谷、崎戸)

三角巾(三池、鯉田、二瀬、三井田川)

絆創膏(三池、新原海軍、二瀬、三井田川)

脱脂綿(鯉田)

綿花(新原海軍、二瀬)

木綿(新原海軍)

亞麻仁油紙又は「パラフィン紙」(豊國)

## 救急藥品

沃度丁幾(三池、新原海軍、大之浦、鯉田、二瀬、三井田川、豊國、相知、芳谷、崎戸)

酒精(鯉田、二瀬、相知、芳谷)

リゾール(二瀬)

石炭酸水(大之浦)

沃度ホルム(大之浦)

昇汞水(豊國)

硼酸末(三井田川)

イヒチオール、コロヂユウム(三井田川)  
メントール酒(三池、新原海軍、崎戸)  
赤酒(鯉田)  
カンフル散(新原海軍、二瀬、三井田川)  
救急用具

止血器(三池、新原海軍、鯉田、二瀬、三井田川、豊國、相知芳谷、崎戸) 一般にゴム管を使用す  
副木(三池、新原海軍、鯉田、二瀬、豊國) 吳氏副木又は板紙を使用す

ピンセット(大之浦、鯉田、三井田川、豊國)

鉗(鯉田、三井田川)

塗布用毛筆(新原海軍、三井田川、豊國、崎戸) 沃度丁幾貯藏瓶栓に取付くるを適當とする意見あり

コップ又は樂吞(鯉田、崎戸)

開口器(新原海軍、鯉田)

舌鉗子(鯉田)

スポイト(三井田川)

酸素吸入器(鯉田)

### (二) 重傷病者の輸送設備

重傷病者輸送の設備として多数炭礦の現状は坑内外共に擔架を使用するを便宜とす、坑内に於て患

者専用輸送車の使用を便利なりと認むるもの少なからず、其の構造は震動防止装置を施したる擔架積載車とし、坑内要所に備付け運炭軌道上に運輸するを理想とする意見なるも、其の實施に關しては坑道の改設、其の他改修を要する場合多くして直に施設し得るものなく、一般には擔架及び空炭車、臺車或は人車等を適宜併用する以上の意見なし。

又坑外に於ても患者輸送車又は自動車の設備は道路平坦なる少數の炭礦に使用し得るに止まり、近距離並に坂道多き所は擔架の使用を便宜なりとするもの多し。但し坑内用並に坑外用擔架の構造に付改善意見なし。

### (三) 救急治療室の配置並に設備

救急治療室の配置並に設備に關しては意見なきもの多數にして、殊に必要を認めざるもの少なからざるも、坑内見張所に擔架及び救急箱を備へ其の一部を救急處置室に使用し、此所に寢臺を設備すべしと云ふものあり。

坑外救急處置室として三池炭礦に於ける救急看護室は其の設置以來輕微なる負傷の如きは就業し乍ら施療し得るのみならず負傷後迅速に處置し得るを以て治療上效果大なりと云ふ。

### (四) 救急法の講習並に訓練

救急法の講習及び訓練は最も必要にして各炭礦共に組織的に實施するを希望せり、其の要領は簡單且つ確實なる實際的取扱を主眼とし、複雑を避くるを必要とす、而して講習の程度は大略陸軍省編纂救急法の程度にて少くとも止血法、繃帶法及び人工呼吸法を講習するを要し、其の訓練は坑内に於け

る實習を施行すべきものとする意見あり。

講習訓練は各炭礦附屬醫局醫師其の任に當り先づ係員に之を爲し進で一般鑛夫に講習し、尙救急法に關する小冊子を配布し從業者に救急處置の知識を普及すること必要なりと認めらる、各炭礦調査委員の意見概要左の如し。

三池 講習科目は(1)創傷病に關する一般的知識(2)救急繃帶洗眼藥品の使用法(3)出血に對する應急手當の方法(4)人工呼吸法及蘇生器の使用法(5)腦貧血の處置(6)患者輸送に關する心得とし、講習會を開き係員のみならず稼働者中の主なる者に講習を受けしめ修了證を授與す、尙公休日を利用し講習者の實施訓練を施す、又安全班若は安全俱樂部を組織せしめ稼働者全部を會員とし安全運動を起すと同時に講演其の他により救急處置の一般概念を周知せしむ、尙政府に於て救急訓練に關する小冊子を發行せられ度し。

新原海軍 講習は創傷に對して創面保護の爲ガーゼ繃帶、骨折の著しきものに對し簡單なる固定副木を施す程度に止め複雑ならざるを可とす。

大之浦 陸軍省救急法大意を參酌し講習を繰返し實施す。

鯨田 講習科目(1)繃帶の巻方(2)失神人事不省、腦貧血、虛脱、ショック、腦震盪症、電撃、火傷、日射、熱射、凍死、瓦斯中毒、有毒物吸入(3)出血の理論及止血法(4)骨折及脱臼(5)窒息及人工呼吸法(6)患者の運搬法等に付通俗衛生講話程度にて講習し、人工呼吸法、止血法、副木の使用法、繃帶法、救命器使用法等を實施訓練す、其の方法としては保安講習會を組織し數部に區分し講習及訓練を行ふ。

二瀬 一般役員に救急法大要を習得せしめ平素救護員の養成に努む。

三井田川 現に實施する講習會を時々反覆訓練して習熟せしむ。

豊國 講習訓練の項目は(1)止血法(2)繃帶法(3)人工呼吸法とし先づ坑内外現場員に講習し、後には坑夫にも之を施す、次に坑内監所にて其の模擬實習を行ひ、醫師を立會せしめ救急處置の適否を判斷せしむ。實地訓練は所期の目的を達し效果十分と認めらるゝ迄反覆するを要す。

相知芳谷 講習科目は(1)失神に對する處置(2)窒息に對する處置(人工呼吸法)(3)出血に對する處置(簡單なる血液循環の解剖學及止血法等)(4)脈膊呼吸の測定法(5)簡單なる繃帶法實習とし救急法に關する印刷物を一般現場係員出來得べくば一般稼働者に配布し、時々講習及實地に訓練指導す。

崎戸 一般從業者に對し創傷處置の概念、止血法、人工呼吸法等簡單緊要なる事項を教育するは適切必要なるも移動性多き鑛夫に對しては實施困難なるを以て現場員に教育するものとす、其の程度は陸海軍所定救急法に準じて可なり。尙最も適當と認めらるゝは陸海軍の看護卒に準じたる係員を養成し坑の内外、主要なる所に在勤せしむる方法とす。

沖ノ山 講習會を開催し一般救急法及び衛生法の大意を講習す。

(五) 其の他の救急施設

其の他の救急施設として現場係員其の他に對し救急繃帶囊を常時携帯せしむること最も有效なる可しとの意見多數にして、現に三井田川炭礦に於て携帶救急小箱を設備せるに其の利用範圍甚だ多く需要益増加す、其の他炭礦に於ける救急繃帶囊に關する意見左の如し。

三池 係員に對し巡回中は必ず繃帶、ガーゼ、絆創膏、殺菌綿布又は脱脂綿を携帯せしめ、且つ稼働者中の主なる者を指定し責任を以て此等救急處置に必要な材料を作業場に常備せしむ。

鯉田 坑内に於ては現場係員に各自革製又は金屬製の雜囊を肩掛用として携帯せしめ、止血ゴム管、繃帶二卷、三角巾三枚、鉢一個、沃度丁幾等を常備せしめ先づ救急處置を行はしむ。

豊國 坑内現場員各自の腰に小救急袋、雜囊式とし亞麻仁油紙に包みたるガーゼ、繃帶二卷、コルク栓、附沃度丁幾瓶を容るるを携帯せしめ小創傷に限り現場にて沃度丁幾塗布を爲し、其の他應急繃帶を施さしむ。

崎戸 現場係員に戰時兵卒の携行せる繃帶包(四枚の昇汞ガーゼを二枚宛包紙に包み、之を疊みたる三角巾に挿み込み、此の三角巾を被包布に包みて縫ひ、封緘紙を貼りたるもの)に準じたる救急繃帶包を携帯せしめ災害發生の際適當なる處置を施さしむ。

(六) 救急施設に對する結論

救急施設改善に關する各調査委員の意見を總括すれば作業場に於ては簡單なる出血及び創傷に對する手當を施すに止め、又生命の危険大なるものは安靜にせしめ適宜の處置を採るべきものにして之が爲めには係員其の他に對し救急法大意の講習及び訓練を必要とす。而して救急設備の完全を期するよりは傷病者を一刻も早く醫局に輸送することに努力すべし、従つて改善の第一は輸送設備に其の力を注ぐにあり。速かに醫局に送る爲め、作業場にて處置を施さざりし爲め豫後不良となりしこと殆ど絶無なり、之に反し拙劣なる救急處置を施したる爲に治療上大なる支障を來したる實例

は各坑に於て認めらる、如斯は可及的救急處置を簡單にし速かに醫局に送ることの肝要なることを實證するものとす、換言すれば素人の手を離れて醫師の手許に送ることを念とすべきものにして例外なき總括的意见なり。

衛生取締制度に関する調査報告



衛生取締制度に関する調査報告

- 一、調査資料……………六九
- 二、衛生知識普及に関する施設……………七〇
- 三、坑内外作業場及び鑛山附屬住宅の衛生取締状況……………七六
- 四、鑛山に於ける衛生組合の状況……………七九
- 五、衛生取締制度並衛生組合規約……………八二

# 衛生取締制度に関する調査報告

## 一、調査資料

本調査は昭和三年十月十日現在に依り常時鑛夫百五十人以上を就業せしむる鑛山に付(一)最近一年間に實施したる衛生知識普及に関する施設の状況(二)坑内外作業場及鑛山附屬住宅の衛生取締制度、(三)鑛山に於ける衛生組合の状況を調査せるものにして各鑛山より提出せられたる報告に基き記載せるものなり。

調査鑛山數は石炭山百十六金屬山四十五、其の他の鑛山十、合計百七十一鑛山にして地方別鑛山數左の如し。

第一表 調査鑛山地方別鑛種別表

地 方 別	石 炭 山	金 屬 山	其の他の鑛山	計
	札 幌 地 方	二五	四	
仙 臺 地 方	九	八	四	二一
東 京 地 方	五	八	一	一七
大 阪 地 方	七	一六	一	一九
福 岡 地 方	七	六	一	一四
合 計	一一六	四五	一〇	一七一

### 二、衛生知識普及に關する施設

衛生知識普及に對する施設として多數の鑛山にて實施せるは講演會の開催、パンフレット其の他の配布、ポスター其の他の掲示にして、講演會を開催せるもの九十鑛山、調査總鑛山の五割三分、パンフレット其の他の配布を實施せるもの六十七鑛山、調査總鑛山の三割九分、ポスター其の他の掲示をなせるもの九十一鑛山、調査總鑛山の五割三分あり、尙特殊の施設として衛生博覽會を開催せるもの一鑛山、衛生に關する標語ポスター等の懸賞募集をなせるもの三鑛山、其の他衛生に關する注意を喚起せしむる爲め健康週問を實施せるもの一鑛山、懸賞捕蠅若は捕鼠を行ひたるもの五鑛山ありて最近一年間何等施設を行はざりしもの四十一鑛山、調査總鑛山の二割四分なり。

講演會、パンフレット、ポスター等にて普及したる衛生事項は甚だ多様なれども之を大別すれば腸チフス、天然痘等傳染病豫防に關するもの最多數を占め、口腔衛生其の他個人衛生及び一般衛生に關するもの之に次ぎ、其の他肺結核豫防、花柳病豫防、流行性感冒豫防、トラホーム豫防、作業場の衛生、育児に關するもの等なり。

#### (一) 講演會開催の狀況

衛生に關する講演會の狀況は之を開催せるもの石炭山六十一鑛山、調査總鑛山の五割三分、金屬山二十一鑛山、調査總鑛山の二割一分、其の他の鑛山八鑛山、調査總鑛山の八割にして、地方別には福岡地方四十六鑛山、調査總鑛山の五割五分、仙臺地方十四鑛山、調査總鑛山の七割七分、札幌地方十三鑛山、調査總鑛山の四割

三分、東京地方十鑛山、調査總鑛山の五割九分、大阪地方七鑛山、調査總鑛山の三割七分なり。

講演會開催會數は石炭山百九十五回、金屬山百〇三回、其の他十四回、合計三百三十二回にして、衛生活動寫眞會を併施せるもの五十八回、講演會總回數の一割九分、衛生浪花節を行ひたるもの四回、講演會總回數の一分なり、之を鑛種別及地方別に見れば石炭山百九十五回、中衛生活動寫眞三十六回、(一割八分)衛生浪花節四回、(二分)金屬山百〇三回、中衛生活動寫眞十九回、(一割八分)其の他十四回、中衛生活動寫眞三回、(二割一分)にして、福岡地方百五十九回、中活動寫眞を併用するもの二十九回、(一割八分)衛生浪花節四回、(二分五厘)仙臺地方五十三回、中衛生活動寫眞十二回、(二割三分)大阪地方三十五回、中活動寫眞九回、(二割六分)札幌地方三十六回、中活動寫眞五回、(一割四分)東京地方二十九回、中活動寫眞三回、(一割)なり。

#### (二) パンフレット其の他の配布

パンフレット其の他の配布せるは石炭山四十九鑛山、調査總鑛山の四割二分、金屬山十五鑛山、調査總鑛山の三割三分、其の他三鑛山、調査總鑛山の三割にして之を地方別に見れば福岡地方二十九鑛山、(三割五分)札幌地方十七鑛山、(五割七分)仙臺地方十三鑛山、(五割七分)東京地方五鑛山、(二割九分)大阪地方三鑛山、(一割六分)なり。

パンフレット其の他の配布したる回數は石炭山百九十六回、(配布回數不明なるもの三鑛山を除く)金屬山九十一回、其の他の鑛山四回、合計二百九十一回にして、平均石炭山にては四回、金屬山六回、其の他一回、強總平均四回強なり、又地方別には仙臺地方百二十九回、一鑛山平均十回弱、福岡地方百〇二回、一鑛山平均約四回、札幌地方四十六回、一鑛山平均三回弱、東京地方八回、一鑛山平均二回弱、大阪地方六回

一 鑛山平均二回なるを見る、配布部数は石炭山二十二萬九千二百六十二部、配布數不明なるもの三鑛山を除く、金屬山四萬八千八百九十二部、不明なるもの一鑛山を除く、其の他の鑛山千二百部不明なるもの一鑛山を除く、合計二十七萬九千三百五十四部なり。

(三) ポスター其の他揭示

ポスター其の他の揭示に依る衛生知識普及の狀況は之を實施せる鑛山數は石炭山六十三鑛山、調査鑛山の五割四分、金屬山二十四鑛山、調査鑛山の五割三分、其の他の四鑛山、調査鑛山の四割にして、地方別に之を見れば、福岡地方四十三鑛山(五割一分)、札幌地方十八鑛山(六割)、大阪地方十二鑛山(六割三分)、仙臺地方十鑛山(四割八分)、東京地方八鑛山(四割七分)なり。

揭示回數は石炭山三百八十七回(回數不明の一鑛山を除く)、平均一鑛山六回強、金屬山百九十一回、平均一鑛山八回、其の他の鑛山三十八回、平均一鑛山十回弱にして、地方別には、福岡地方三百十九回(回數不明の一鑛山を除く)、平均一鑛山八回弱、大阪地方百〇七回、平均一鑛山九回、東京地方八十二回、平均一鑛山十回強、札幌地方五十二回、平均一鑛山三回弱、仙臺地方五十六回、平均一鑛山六回弱なり、揭示枚數は石炭山一萬千〇九十六枚(枚數不明のもの二鑛山を除く)、金屬山千四百五十二枚(枚數不明のもの三鑛山を除く)、其の他の鑛山百〇八枚、總計一萬二千六百五十六枚(不明のもの五鑛山を除く)なり。

第二表 衛生知識普及施設統計

一、講演會(衛生活動寫眞及び衛生浪花節を含む)

鑛種	地方別	開催鑛山數	開催回數	備考
石炭山	札	一	三五	活動寫眞を映寫せるもの
	東	四	五	同
	仙	三	五	同
	福	六	一九五	浪花節を映寫せるもの
計	同	一四二	同	十六鑛山(二十九回) 三鑛山(四回) 三鑛山(四回) 三鑛山(四回)
金屬山	札	二	一九	活動寫眞を映寫せるもの
	東	三	七	同
	仙	七	一〇三	同
	福	一	七	同
計	同	一三	同	六鑛山(八回) 二鑛山(二回) 三鑛山(九回) 十一鑛山(十九回)
其他鑛山	札	一	一	同
	東	三	六	同
	仙	三	五	同
	福	一	四	同
計	同	八	同	三鑛山(三回) 四鑛山(五回) 九鑛山(十二回) 三鑛山(三回) 三鑛山(三回) 三鑛山(九回) 十六鑛山(二十九回) 三鑛山(四回) 三鑛山(四回) 三鑛山(四回)
合計	札	一	三六	同
	東	一四	二九	同
	仙	一〇	三五	同
	福	四	一五九	浪花節を映寫せるもの
計	同	九〇	同	三一二 浪花節を映寫せるもの

二、パンフレット配布宣傳箋配布を含む

鑛種	地方別	鑛山數	回配數	配布部數	備考
石炭山	札 1,500	1,500	1,500	1,500	三池炭礦及山陽無煙大嶺坑 回數不明
	東 1,000				
金屬山	札 1,000	1,000	1,000	1,000	飯盛鑛山 枚數不明
	大 1,000				
其他鑛山	札 1,000	1,000	1,000	1,000	幌内炭礦 回數及枚數不明
	仙 1,000				
合計	札 3,500	3,500	3,500	3,500	
	計 3,500				

三、ポスター揭示

鑛種	地方別	鑛山數	回配數	揭示枚數	備考
石炭山	札 1,000	1,000	1,000	1,000	福島炭礦 枚數不明 新原海軍炭礦 回數及枚數不明
	東 1,000				
金屬山	札 1,000	1,000	1,000	1,000	日立鑛山 枚數不明 明延及飯盛鑛山 枚數不明
	大 1,000				
其他鑛山	札 1,000	1,000	1,000	1,000	
	仙 1,000				
合計	札 3,000	3,000	3,000	3,000	
	計 3,000				

二、衛生知識普及に關する施設



### 三、坑内外作業場及鑛山附屬住宅の衛生取締状況

#### (一) 坑内作業場の衛生取締

坑内作業場の衛生取締は一般に現場係員の兼務する所にして専任者を設置せる鑛山なし、即ち現場係員巡視の際必要に應じ随時坑内雑役夫を指揮し坑道切端其の他作業場の掃除を行はしむるに止まる、但し傳染病發生に際し消毒其の他に關しては醫師の指揮を乞ふもの多く、又少數の鑛山にては坑内衛生に關する事項を執行する爲め衛生夫若は便所掃除夫を配置せり。

#### (二) 坑外作業場の衛生取締

坑内作業場に於けると同様に當該作業場係員の兼掌する所にして専任衛生取締職員を設置せるものなし、即ち作業場附屬食事所及休憩所等は必要と認むるとき現場係員の指揮の下に雑役夫をして掃除せしむ、但し作業場附屬便所の掃除に關しては鑛山附屬住宅共同便所と共に鑛夫係の所管として鑛夫係所屬衛生夫をして掃除消毒等の實務に當らしむ。

#### (三) 鑛山附屬住宅の衛生取締

鑛山附屬住宅の衛生事項は殆んど悉く鑛夫係人事係、勞務係、警務係、治安係等と稱すに於て取締をなすも少數の鑛山に於ては庶務係之を擔當せり、而して一般に坑内又は坑外作業場に於けるものよりも制度備はり専任衛生取締員を配置せるもの六鑛山あり、其の他の鑛山にても當該係員中外動員は常時住宅其の他を巡視し其の衛生取締を主要擔任事項となせり。

住宅の衛生取締の制度は擔任係員監督の下に衛生夫を常置せるもの百二十鑛山(調査鑛山の七割)あり、且つ其の大多數は同時に衛生組合若は掃除當番或は衛生組長等を設置し衛生取締の補助機關となせり、而して衛生夫を常置せざるもの五十一鑛山(調査鑛山の三割)に於ても其の約半數は衛生組合若は掃除當番或は衛生組長を設け、衛生取締に付き未だ一定の制度を有せざるもの(記載なきものを含む)二十七鑛山(調査鑛山の二割六分弱)あり、此等衛生夫を常置せざる鑛山に於ても衛生實務に關しては必要に應じ雑役夫其の他をして執行せしむ。

衛生夫の擔當する職務は各鑛山とも大同小異にして坑外作業場及び住宅附屬共同便所の掃除及び消毒、下水溝の掃除及び消毒、塵芥汚物の蒐集並に其の處理、共同給水場の清潔、共同浴場の掃除、構内空地の掃除等にして其の範圍に多少差異を有するに過ぎず、衛生組合若は衛生掃除當番を設くる鑛山にては平日に於ける共同便所の掃除、宅間下水溝の掃除及び共同給水場の清潔は當番之を爲すもの多數なり、尙共同浴場の掃除は衛生夫常置の有無に拘らず風呂番をして行はしむるを普通とす、住宅衛生取締制度の概要類別は第三表に示すが如し。

第三表 鑛山附屬住宅衛生取締制度統計

鑛種別	地方別	衛生取締制度類別						計
		一類	二類	三類	四類	五類	六類	
札幌	札幌	一	二	三	四	五	六	三
		一	二	三	四	五	六	
仙臺	仙臺	一	二	三	四	五	六	三
		一	二	三	四	五	六	
		一	二	三	四	五	六	九

三、坑内外作業場及鑛山附屬住宅の衛生取締状況

合 計	其の他の鑛山	金 屬 山					石 炭 山	
		福 岡	大 阪	東 京	仙 臺	札 幌	福 岡	東 京
計	計	計	計	計	計	計	計	
五〇		六	一	一	一	四	二	
二						五	三	
一						三	三	
二						四	九	
五						四	一	
七						八	五	
〇						二	七	
一						五	五	
三						七	五	

備考 第一類 衛生夫及衛生組合により衛生取締實施をなすもの。  
 第二類 衛生夫及衛生組合類似施設(區長、組長又は當番を置くもの)により衛生取締實施をなすもの。  
 第三類 衛生夫のみにより衛生取締實施をなすもの。

第四類 衛生組合により衛生取締實施をなすもの。  
 第五類 衛生組合類似施設(區長、組長又は當番を置くもの)により衛生取締實施をなすもの。  
 第六類 衛生取締實施に關し詳細なる記載を缺ぐもの。

四、鑛山に於ける衛生組合の状況

鑛山に於て衛生組合衛生に關する申合事項を有する社宅組合、長屋組合を含むを設置し、若は鑛山附屬住宅區域を以て鑛山所在地町村衛生組合の一區域として加入せるもの石炭山五十八鑛山調査鑛山の五割、金屬山九鑛山調査鑛山の二割、其の他二鑛山調査鑛山の二割、合計六十九鑛山調査總鑛山の四割あり、又此等組合の設置なきも各住宅地域に衛生取締、衛生伍長、長屋組合組長を配置し若は掃除當番制度を設けて衛生組合類似の施設を行ふもの石炭山十九鑛山(一割六分)、金屬山九鑛山(二割)、其の他一鑛山(一割)、合計二十九鑛山(一割七分)にして之を組合設置あるものと合するときは石炭山七十七鑛山(六割六分)、金屬山十八鑛山(四割)、其の他三鑛山(三割)、總計九十八鑛山(五割八分)あり、何等之に關する施設なきものは七十三鑛山(四割三分)なり。

衛生組合設置の状況を地方別に觀察すれば福岡地方三十九鑛山、札幌地方十七鑛山、仙臺地方八鑛山、東京地方三鑛山、大阪地方二鑛山あり、而して衛生組合類似の施設を爲すものは福岡地方十三鑛山、札幌地方六鑛山、仙臺地方四鑛山、大阪地方四鑛山、東京地方二鑛山にして此等衛生組合若は類似施設を有するもの、調査鑛山に對する割合は札幌地方七割七分、福岡地方六割二分、仙臺地方五割七分、大阪地方三割二分、東京地方二割九分なり、即大阪及東京地方は其の他の地方に比し施設少數なり。

四、鑛山に於ける衛生組合の状況

四、鑛山に於ける衛生組合の状況

衛生組合の規模に就て見るに、一鑛山を単位として總括的に組織せるものは三十五鑛山にして、其の他の三十四鑛山にありては住宅一棟乃至數棟を単位とせる小組合を設置せり、組合数は千八百六十五組合にして組合員總數は五萬三千四百七十五戸あり、之を地方別に見れば福岡地方石炭山を除けば殆んど悉く一鑛山單位の大組合なり、福岡地方三十二石炭山、東京地方一石炭山及び仙臺地方一金屬山に於ける小組合は其の總數千八百二十七組合、組合員二萬六千九百五十三戸にして平均一組合十五戸弱なり。

衛生組合の組織に就て見るに、一鑛山を單位として組織せるものは所在地町村衛生組合に關係なきものに在りても地方廳令衛生組合設置規則に準據するもの尠からざるも、小組合にありては特別な組合規則を設けず簡單なる申合せに基くもの多くして所謂類似施設として擧げたる伍長制度、組長制度、掃除當番制度と大差なきもの多し。

衛生組合の事業の主要なるものは住宅區域内の清潔及び傳染病豫防に關するものにして尙少數の組合にては衛生宣傳を營む、組合類似施設として區長制度又は當番制度を設くる鑛山に於ける實施事項は殆んど悉く住宅區域の清潔を爲さしむるに止まる、實施事項を大別すれば第五表に示すが如し。

第四表 衛生組合施設統計

鑛種別	地方別	衛生組合施設		衛生組合類似施設		
		鑛山數	組合數	組合員數	區長組長制度鑛山數	掃除當番制度鑛山數
石炭山	福	九	一	一〇〇,一〇〇	九	〇
石炭山	大	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
石炭山	東	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
石炭山	仙	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
石炭山	札	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
石炭山	計	三	三	三〇,〇〇〇	三	三
金屬山	福	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
金屬山	大	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
金屬山	東	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
金屬山	仙	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
金屬山	札	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
金屬山	計	五	五	五〇,〇〇〇	五	五
其他の鑛山	仙	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
其他の鑛山	札	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
其他の鑛山	計	二	二	二〇,〇〇〇	二	二
合計	福	一〇	一〇	一〇〇,一〇〇	一〇	一〇
合計	大	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
合計	東	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
合計	仙	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
合計	札	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
合計	計	四	四	四〇,〇〇〇	四	四
合計	福	一〇	一〇	一〇〇,一〇〇	一〇	一〇
合計	大	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
合計	東	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
合計	仙	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
合計	札	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
合計	計	四	四	四〇,〇〇〇	四	四
合計	福	一〇	一〇	一〇〇,一〇〇	一〇	一〇
合計	大	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
合計	東	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
合計	仙	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
合計	札	一	一	一〇,〇〇〇	一	一
合計	計	四	四	四〇,〇〇〇	四	四

合 計	其の他の鑛山	金 屬 山	石 炭 山	備考 福岡地方石炭山に組合數及組合員數不明のもの一鑛山あり。			
				福	大	東	仙
計	計	計	計	計	計	計	計
福	仙	福	福	福	大	東	仙
大	札	大	大	大	東	仙	札
東	計	東	東	東	仙	札	計
仙	計	仙	仙	仙	札	計	計
札	計	札	札	札	計	計	計
計	計	計	計	計	計	計	計
福	仙	福	福	福	大	東	仙
大	札	大	大	大	東	仙	札
東	計	東	東	東	仙	札	計
仙	計	仙	仙	仙	札	計	計
札	計	札	札	札	計	計	計
計	計	計	計	計	計	計	計
福	仙	福	福	福	大	東	仙
大	札	大	大	大	東	仙	札
東	計	東	東	東	仙	札	計
仙	計	仙	仙	仙	札	計	計
札	計	札	札	札	計	計	計
計	計	計	計	計	計	計	計
福	仙	福	福	福	大	東	仙
大	札	大	大	大	東	仙	札
東	計	東	東	東	仙	札	計
仙	計	仙	仙	仙	札	計	計
札	計	札	札	札	計	計	計
計	計	計	計	計	計	計	計

第五表 鑛山衛生組合實施事項統計

四、鑛山に於ける衛生組合の状況



実施事項	衛生組合を設置せる鑛山	衛生組合類似施設をなすもの
清潔法施行をなすもの	一四	七
下水溝掃除をなすもの	四〇	三
塵芥処理をなすもの	二八	一
共同便所の掃除をなすもの	二九	二
住宅区域の掃除をなすもの	一七	四
共同給水場掃除をなすもの	一三	一
傳染病豫防注射をなすもの	一九	〇
消毒其の他傳染病豫防をなすもの	三	六
衛生宣傳をなすもの	三	一
計	一四三	一九七

五、衛生取締の制度並に衛生組合規約

各鑛山に於ける衛生取締の制度は大同小異にして特に顯著なるものなきも、衛生組合規約は警察官署の認可を受けたるもの、或は單なる申合等其の程度に著しき相違あり。参考として稍具體的に記述せられたる二三鑛山の衛生取締制度並に衛生組合規約の事例を示せば左の如し。

二、瀨・炭・礦・衛生取締制度

(イ) 衛生取締制度系統圖



(ロ) 職名別説明及人員表

職名	擔當事項	擔任場所	勤務方法	人員
勞務係長	衛生取締及衛生に關する實務施行に就ての一般指揮監督	二瀨炭鑛に屬する各坑々外作業場及鑛山附屬住宅	勞務係管掌事務の一部として衛生事項を掌り隨時巡視をなし實務施行に關する諸注意及實施方針の指示をなす	一
衛生專務	衛生思想の普及宣傳及衛生状況の視察報告並傳染病豫防其他衛生施設の實施に關する事項	同	係長の下にありて衛生事項を專務し時々巡視して實況を報告し且つ施設に關する意見の具申をなす	一

職名	擔任事項	擔任場所	勤務方法	人員
取締所主務	擔任場所に於ける一般衛生に関する事項	取締所々在坑に於ける坑外作業場及附屬住宅	取締所主務として取締所事務の一部たる衛生事項を掌り時々巡回し實務施行の督勵をなす	四
守衛長	清潔法の勵行、傳染病豫防及消毒、並交通過斷、檢病戸口調査	同上	各取締所詰として勤務し取締所事務を兼掌す一定時に巡回し衛生人夫の使役監督をなす	守衛長 二衛七
取締掛雜夫 (衛生人夫)	道路下水溝の掃除排水、塵芥蒐集焼却及汚物消毒其他一般雜役	一定の受持區域	取締所々屬の衛生人夫として監督命令の下に勤務す	九五

(二) 坑内作業場  
坑内に於ては衛生に關する専屬の掛なく何れも衛生以外の事項を兼掌す。

職名	擔任事項	擔任場所	勤務方法	人員
坑主任	坑内衛生一般	坑内一般	坑内巡視及各掛員の報告調査	四
事業掛	坑内受持區域の衛生一般	一定の受持區域	坑内巡視、衛生事項實施督勵	三一
坑内雜務掛	坑内衛生に關する雜務	同上	坑内衛生に關する實務施行の督勵	一
通氣勤務	坑内切羽の通氣事項	同上	坑内巡視、風道の變更、風廻し實施	四
坑營勤務	受持區域の衛生一般	同上	坑内巡視衛生事項實施督勵	二三
撤水夫	切羽の撤水及炭塵浮游の防遏	同上	監督者の指揮命令の下に勤務す	一二

職名	擔任事項	擔任場所	勤務方法	人員
通氣附雜夫 (掃除夫)	切羽風道及坑道の掃除、炭塵炭粉の排除	同上	同上	三二
通氣大工	諸種の通氣作業、危險瓦斯の排除、清澄空氣の供給、通風量の増大、温度の高騰防遏	同上	同上	八九
坑營附雜夫	溝掃除、汚水排除、坑道内の取付付、石灰散布	同上	同上	六四
坑内雜務掛雜夫	應急醫藥品の備付及配給	同上	同上	四

高島炭礦衛生取締制度

(一) 坑内外作業場の衛生取締及衛生に關する實務施行に従事する職員職夫  
特に職制等の規定は無きも當該係主任監督の下に適宜人夫を使用し遺憾無からしめ居れり。  
(二) 附屬住宅地其他に關する分



(三) 擔任事項場所及勤務方法  
勞務主任(一名) 一般衛生施設方法を指揮監督す

五、衛生取締の制度並に衛生組合規約

勞務次席(二名) 勞務主任の方針に従ひ、一般衛生施設方法の指揮監督をなす  
 外勤係(四名) 坑所保安取締の爲巡回の都度鑛夫社宅の共同便所、下水等不潔になり易き場所或は  
 屋内清潔等につき一般居住者に注意を促し公私の衛生取締をなす。  
 衛生係(二名) 勞務主任の命を受け、鑛夫社宅の衛生施設の運用並に衛生夫を監督し下水、便所の消  
 毒、塵埃焼却其他垢物の始末をなさしむると共に傳染病發生せし場合は患者の運搬は勿論  
 患家の消毒を施行す。

衛生夫

便所消毒夫(五名) 衛生係員の指揮により便所の消毒の任に當る、毎日各共同便所に石灰を撒布  
 す就中六、七、八、九、十月は石灰及石油乳劑の撒布をなす。

下水掃除夫(五名) 衛生係員の指揮により毎日各下水の掃除に従事す。

塵埃焼却夫其他(六名) 衛生係員の指揮により社宅各戸の塵埃垢物を取り集め一定の場所にて

燒却に従事す。

足尾鑛山衛生取締制度

(一) 坑内外作業場

特に制度を設けず現場係職員に於て雜夫を指揮し塵芥及び汚物の蒐集を爲さしむ。

(二) 附屬住宅其他

人事係に於て之を管理し衛生夫をして住宅、俱樂部、合宿所、集會所等の外圍一切の掃除を爲さしむ

但し衛生夫を除く係長以下職員は從業者の待遇に關する諸般の事務に従事するものなり、職制系  
 統左の如し。

人事係長—人事主務—人事係員—衛生夫

(三) 衛生取締職員鑛夫の擔任事項

人事係長(一名) 人事本係所に勤務し衛生事務一切を管掌す。

人事主務(五名) 各方面に勤務し係長の命を受け所屬係員を指揮監督す。

人事係員(十七名) 上司の命に依り擔任區域を毎日巡視し衛生取締を爲す。

衛生夫(八十三名) 上司の指揮に依り擔任區域内の糞尿汲取及び運搬社宅外の空地溝渠及び通路

の掃除塵芥の蒐集處理等の衛生に關する勞務に従事す。

雄別炭鑛火防衛生組合規定

第一章 總 則

第一條 雄別鑛業所ニ火防衛生組合ヲ置ク

鑛夫在籍者、鑛夫住宅ニ居住シ稼働スルモノ及ヒ指定商人ハ組合員タルヘキ義務ヲ有ス

第二條 本組合ノ事務所ヲ鑛業所人事係内ニ置ク

第三條 本組合ハ火防衛生ニ關シ周密ノ注意ヲ以テ其實績ヲ舉ケ進ンテ共存共衛ノ方法ヲ講シ併  
 テ鑛所内ニ於ケル秩序保安ノ維持ニ努メ鑛所内事變ノ場合等ニ臨ミ各部機關ヲ後援スルヲ以テ

目的トス

第二章 役員任命及ヒ役員ノ職務

第四條 本組合ニ左ノ役員ヲ置キ各名譽職トス

- 一、組合長 一名
- 二、副組合長 一名
- 三、幹事 若干名
- 四、區長 若干名

第五條 本組合役員ハ礦業所職員又ハ組合員中ヨリ礦業所長之レヲ任命ス

第六條 本組合役員ノ任期ヲ滿一ケ年トス

但再ヒ任命スル事アルヘシ

第七條 本組員役員ニシテ礦業所退職ノ場合又ハ區長ニシテ其受持區ヲ去リタル場合ハ當然其資格ヲ消滅ス

第八條 區長ノ受持區域及ヒ區長ノ定員ヲ別表ノ通り定ム

第九條 組合長ハ礦業所長ノ命ヲ奉シ組合事務ヲ總理シ副組合長ハ組合長ヲ補佐代理シ幹事ハ組合長ノ命ニ依リ組合ノ事業ヲ執行シ別ニ定ムル受持方面ノ事業ヲ監察シ其狀況ヲ組合長ニ報告スルモノトス

區長ハ其受持區内ニ於ケル事業各般ノ任ニ膺ルモノトス

第十條 鑛夫組長及ヒ特ニ礦業所ニ於テ認めアル飯場頭ハ本組合役員ヲ補佐スヘキモノトス

第三章 組合ノ事業

第十一條 本組合ハ本組合ノ目的ヲ遂行センカタメ左ノ事業ヲ行フ

- 一、區長ヲシテ鑛夫住宅一棟毎ニ當番(順番)ヲ定メシメ臨時火防ノ見廻リ及ヒ井戸、下水、便所等共同場所ノ掃除ヲナサシムルモノトス
- 當番ニハ左記様式ノ木札ヲ交付シ常ニ入口見易キ場所ニ掛ケ置カシム當番ハ日々交代トシ順次木札ヲ繰リ廻スモノトス

表	裏
○ 火 防 當 番	○
衛 生	裏
一 日 々 井 戸 下 水 廁 等 ノ 掃 除 ヲ ナ ス コ ト	一 各 自 住 宅 内 外 ノ 掃 除 不 行 届 ニ 注 意 ス ル コ ト
一 暴 風 雨 火 災 ニ 注 意 ヲ 要 ス ル ト キ ハ 臨 時 見 廻 ハ ル 事	

二、各戸ニ火防衛生成績表ヲ配置シ區長ニ於テ検査(検査ハ隣區ノ區長ト聯合)ノ都度其成績ヲ記入ス成績ハ左ノ三種トス

甲、完全ト認ムルモノ

五、衛生取締の制度並に衛生組合規約

火 防 衛 生 成 績 表

火	防		衛		生
	第一公休日	探炭休業日	第二公休日	探炭休業日	
一月					一月
二月					二月
三月					三月
四月					四月
五月					五月
六月					六月
七月					七月
八月					八月
九月					九月
十月					十月
十一月					十一月
十二月					十二月

(本表ハ各戸入口ノ戸外ニ掲ケ置クモノトス)

三、法令及ヒ礦業所諸規則違反者ヲ未發ニ防止スルノ方法ヲ講シ共存共衛ノ實ヲ舉クルニ努ムル

五、衛生取締の制度並に衛生組合規約

乙、稍不備ノ點アリト認ムルモノ

丙、成績不良ト認ムルモノ

コト

四、本組合ノ實蹟ヲ舉クルタメ隨時講演會ヲ開催スルコト

五、火(水災)其他非常事變ノ場合ハ本組合役員ハ卒先シテ出場礦業所各部機關ヲ後援スルコト

六、區長ヲシテ礦業所ノ指令ヲ一般ニ傳達スルコト

七、區長ハ其受持區内ニ於テ事故發生ノ場合ハ速ニ組合長又ハ人事係ニ報告シ必要ニ應シ人事係

ノ補助者トシテ臨時警戒又ハ雜沓取締ニ任スルモノトス

第四章 役員召集

第十二條 組合長ハ組合事業ノ美果ヲ收メンカタメ隨時役員會ヲ召集シ其結果ヲ礦業所長ニ報告

スルモノトス

組合役員ハ組合長ノ諮問ニ應スルモノトス

第五章 組合ノ經費

第十三條 本組合ニ要スル經費ハ礦業所ヨリ支給ス

第六章 組合員賞罰及ヒ區長待遇

第十四條 組合員中他ノ模範トナルヘキモノアルトキハ役員會ニ諮リ隨時表彰スルコトアルヘシ

第十五條 本組合員中本組合ノ趣旨ニ反キ本組合ノ目的ヲ遂行スル上ニ於テ妨ケトナルモノ又ハ

區長ヨリ數回注意ヲ受クルモ肯セサルモノアルトキハ之レヲ除名シ礦業所長ニ申告スルモノト

ス

五、衛生取締の制度並に衛生組合規約

第十六條 區長ニ對シテハ其在任中衛生費ヲ免除ス

第六章 雜 則

第十七條 區長ハ其門戶ニ左記雜形ノ木札ヲ提出スルモノトス

一 尺

○ 火防衛生  
、、第 區長  
寸三

大・辻・炭・礦・衛・生・組・合・規・約

第一章 名稱組織及區域

第一條 本組合ヲ大辻炭礦衛生組合ト稱ス

本組合ハ大辻炭礦在住者ヲ以テ組合員トス

本組合ハ大辻炭礦ノ地域ヲ以テ其ノ區域トス而シテ其ノ區域ヲ更ニ若干ノ組ニ區分ス

第二章 事務所

第二條 本組合事務所ヲ福岡縣遠賀郡香月村大辻炭礦事務所ニ置ク

第三章 目的

第三條 本組合ハ組合員ノ健康ヲ増進シ區域内ノ衛生狀態ノ改善向上ヲ圖リ傳染病ノ豫防救治ニ後事スルヲ以テ目的トス

第四條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ

- 一、清潔方法、消毒方法施行ニ付之レカ實行ノ督勵ニ關スル事項
- 二、鼠族及害蟲類ノ驅除ニ關スル事項
- 三、傳染病ノ早期發見及隱蔽者矯正ニ關スル事項
- 四、結核、トラホーム、花柳病及寄生蟲豫防ニ關スル事項
- 五、一般傷病豫防ニ關スル事項
- 六、衛生思想ノ向上普及ニ關スル事項
- 七、衛生上ニ關シ警察署長ヨリ指示命令セラレタル事項
- 八、衛生功勞者表彰ニ關スル事項

第四章 組合員

第五條 組合員ハ左ノ各號ヲ實行ス

- 一、組合員ハ相互ニ傳染病患者又ハ其ノ疑アル患者ノ隱蔽ヲ矯正スルタメ病者アルトキハ速ニ便宜ノ方法ヲ以テ役員ニ急報スルコト
- 二、清潔方法、並ニ消毒方法ノ施行ニ際シテハ當該官公吏ノ指示ヲ遵守スルコト
- 三、住宅内外、身體、衣服等ニ付キ常ニ清潔ヲ保持スルコト
- 四、住宅地内又ハ附近ノ下水溝ハ常ニ疏通ヲ圖リ臺所、流下、浴場、流給水場等ニ汚水ノ停留セザル様掃除ヲ怠ラザルコト

- 五、大小便所、流シ等ハ漆喰又不滲透物質ヲ以テ築造シ破損ノ場合ハ必ず修繕スル事
- 六、所定ノ芥捨場以外ニ塵芥ヲ放捨セザルコト
- 七、所定ノ飲料水ノ外飲用ニ供ス可ラズ又飲料水ヲ汚染シ或ハ濫用セザル事、井戸ハ所定ノ日ニ浚渫スルコト

- 八、病者アリタル時ハ禁厭、祈禱、神符又ハ神水ノミヲ妄信セス醫藥ヲ服用スルコト
- 九、傳染病流行ノ際ハ特ニ飲食ニ注意スルコト
- 一〇、コレラ、腸チフス、其他傳染病ノ豫防注射、種痘又ハ衛生講話等ノ通知ヲ受ケタルトキハ必ず之ニ應スルコト

- 一一、傳染病流行時ハ勿論平時ニ於テモ住宅内ノ鼠、蠅、其他害虫ノ驅除ニ努ムルコト
- 一二、前各號ノ外衛生上ニ關シ當該官公吏、衛生組合長等ヨリ指示アリタル事項ノ實行ニ努ムルコト

役員又ハ役員ニアラサル組合員ハ第四條及第五條ノ目的ヲ達スル事ニ關シテハ組合長又ハ役員ニ其ノ意見ヲ開陳スル事ヲ得

第五章 役員

第六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク但シ名譽職トス

- 一、組合長 一名
- 二、副組合長 三名

三、評議員 若干名

四、幹事 若干名

五、組總代 若干名

第七條 組合長ハ炭礦長ヲ以テ之ニ充ツ

副組合長、評議員、幹事、組總代ハ組合員中ヨリ組合長之レヲ委嘱シ又ハ解職ス

第八條 役員ヲ選定シタルトキハ組合長ハ其ノ役名、住所、氏名、年齢、職業、選定年月日ヲ速ニ香月村長ニ報告スヘシ

第九條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合員ヲ統轄シ本規約勵行ノ責ニ任ス

第十條 副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第十一條 評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ヘ主要ナル事項ヲ審議ス

第十二條 幹事ハ組合長ノ旨ヲ受ケ常務ヲ司ル

第十三條 組總代ハ幹事ヲ補佐シ左ノ事項ヲ遵守シ第五條ノ實行ヲ督勵ス

- 一、傳染病患者ノ早期發見ニ努メ豫防消毒ニ關シテハ當該官公吏ノ補佐ヲナシ豫防消毒ノ實效ヲ期スルコト

二、常ニ組合内ノ衛生ニ意ヲ注ギ時々区域内ヲ巡視シ所要ノ注意ヲ與フルコト

三、傳染病流行ニ當リテハ組合内ヲ巡視シ必要ノ注意ヲ與ヘ若シ命ニ從ハズ公衆衛生上放任シ難シト認ムルトキハ幹事ヲ經テ組合長ニ申告スルコト

- 四、傳染病ノ疑アル患者ヲ發見シ或ハ組合員ヨリ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査スルト  
共ニ一面病院ニ急報シ診斷ヲ受ケシムルコト
- 五、其ノ他衛生上ニ關シ必要ナル事項

第六章 會 議

第十四條 會議ハ役員會及區會ノ二種トス

第十五條 役員會ハ組合長、副組合長、評議員、幹事、組總代ヲ以テ組織ス

役員會ハ必要ニ應ジ組合長之レヲ召集シ左ノ事項ヲ審議ス

一、組合員ニシテ本規約ヲ遵守セザルモノノ處置ニ關スル事項

二、衛生功勞者表彰ニ關スル事項

三、豫算並ニ決算ニ關スル事項

四、當該年度事業施行豫定ニ關スル事項

五、其他組合長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十六條 區會ハ組合長必要ト認メタル時隨時開催シ事業報告及實行ニ關シ協議ヲ行フ

第七章 會 計

第十七條 本組合ノ經費ハ大辻炭礦ニ於テ負擔ス

第八章 監督及報告

第十八條 本組合ハ香月村長ノ監督ヲ受ク

第十九條 組合ノ豫算、決算、及會議ニ於ケル決議事項及實行シタル事蹟ハ折尾警察署長及ビ香月村

長ニ其ノ都度報告スベシ

第二十條 組合事務所ニハ左ノ帳簿ヲ備フ

一、經費收支明細簿

二、役員名簿、組合員異動表

三、會議ニ關スル書類

四、日誌

五、備品帳

六、報告文書、雜書綴

白瀧鑛山衛生組合規約

第一條 本組合ハ白瀧鑛山衛生組合ト稱シ事務所ヲ大川村白瀧鑛山ニ置ク

第二條 本組合ハ衛生法規及當該吏員ノ指示ニ從ヒ一致協同シテ衛生施設ノ完備ヲ期シ衛生思想

ノ普及ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本組合ハ土佐郡大川村白瀧鑛山區域内ノ居住者ヲ以テ組織ス

第四條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一、組合長一名 二、副組合長一名 三、委員若干名

五、衛生取締の制度並に衛生組合規約



- 第五條 組合長副組合長ハ組合員ノ選舉ニ依リ委員ハ其ノ擔任區域内組合員ノ互選ニ依ル
- 第六條 役員ノ任期ハ一ケ年トシ滿期再選ヲ妨ケス
- 第七條 組合長ハ本組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ統轄ス
- 第八條 副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アル場合ハ之ヲ代理ス
- 第九條 委員ハ組合長ノ指揮ニ從ヒ會務ヲ分擔ス但シ委員ノ擔任區域ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十條 清潔方法ハ左ノ各號ニ依リ組合員ニ於テ之ヲ實行スルモノトス
- 一、溝渠下水及便所塵芥溜其他不潔ナル場所ハ常ニ注意シ掃除ヲ爲スコト
  - 二、炊事場飲用水ニハ覆蓋ヲ設ケ雨水塵芥等ノ混入ヲ防止スルコト
  - 三、共同ノ便所ハ毎日當番ヲ定メ常ニ掃除スル事
  - 四、組合員ハ公共溝渠路傍谷川等ニ竹木土石塵芥其他有害物ヲ投棄屎尿ヲ注流セサルコト
  - 五、組合員ハ覆蓋アル容器ヲ備へ掃除シタル塵芥ハ其容器ニ蒐集スベシ、蒐集シタル汚物ハ一定ノ場所へ運搬シ一ケ月二回以上之ヲ焼却スルモノトス
  - 六、組合員ハ濫ニ家畜若ハ家禽ヲ放飼セザルコト
  - 七、組合員ハ毎月二回以上道路ノ修繕公共溝渠路傍ノ掃除ヲ爲スコト
  - 第十一條 組合員ハ各自衛生ヲ重シ左ノ各號ノ事項ヲ踐行スルコト
    - 一、飲食器ハ使用毎ニ必ズ洗淨シ尙時々熱湯ニテ洗滌スベシ
    - 二、飲食物ニハ必ズ覆蓋ヲナシ戸棚又ハ蠅入等ノ容器ニ入レ不潔物ノ付着ヲ防止スルコト

- 三、神佛ノ信仰ハ各自自由ナルモ之ガ爲メ醫療ヲ廢セザルコト
  - 四、道路乞食又ハ浮浪者ヲ宿泊セシメザルコト、若シ宿泊シムル場合ハ駐在所ニ申出ルコト
  - 五、其他不衛生ナル行爲ヲセザルコト
- 第十二條 本組合ノ前第二條ノ目的ヲ達スル爲メ時々衛生講話及衛生ニ關スル活動寫眞ヲ開催シ其他必要ナル事項ヲ協定ス
- 第十三條 組合ノ經費ハ寄付金及組合員ノ負擔ニ依ル
- 第十四條 本組合ニ左ノ帳簿ヲ備へ組合員ノ閱覽ニ供ス
- 一、出納簿
  - 二、物品明細簿、其他必要ナル書類綴
- 第十五條 組合會計年度ハ毎年四月一日ニ始メ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第十六條 本規約ニ違背シタルモノハ百圓以下ノ過怠金ヲ徵ス
- 過怠金ハ所轄本山署長ノ意見ヲ聞キ組合長之ヲ決ス

昭和四年一月三十一日印刷  
昭和四年二月五日發行

東京市京橋區木挽町九丁目  
商工省地質調査所内

社團  
法人 日本鑛山協會

發行者 竹 永 喜 一

振替口座東京七八〇七八番

東京市京橋區瀧山町七番地

印刷者 小 川 邦 孝

東京市京橋區瀧山町七番地

印刷所 東京製本合資會社

電話 京橋 六六六  
五五五  
二一〇  
番番番



終